

重点事項に係る関係府省からの 第1次回答及び 主な再検討の視点

【重点1】 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に伴う都道府県経由の廃止

資格登録等の申請手続のオンライン化を進めるとともに、デジタル資格者証を免許証等の原本とすることで、申請手続や免許証等の交付に係る都道府県の経由事務を廃止することを求める。

デジタル化

関係府省からの第1次回答 ※フォローアップ案件はこれまでの措置（検討）状況等を記載	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
（※下記の各提案の回答に対し、共通の再検討の視点を右記）	○ 国家資格制度に関しては国が責任をもって制度基盤を整備すべきではないか。従来は、住民の利便性の観点から、身近な窓口として都道府県を経由する必要性が認められたが、今日では、オンラインで国へ直接に申請手続等が完結する仕組みを構築することで、利便性の低下を避けることが可能である。地方公共団体における人手不足の観点からも、都道府県経由事務の廃止を検討いただきたい。 ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（骨太方針2025）や「地方創生2.0基本構想」、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」といった閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されていることに加え、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針」が策定されていることから、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。
・ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に伴う都道府県経由事務の廃止 （管理番号R4-97、R6-40、R6-64） （デジタル庁、厚生労働省）【政令改正】 【これまでの措置（検討）状況】 ・ 制度所管府省である厚生労働省と「国家資格等情報連携・活用システム」の設計・開発を行うデジタル庁とで定期的に打合せを実施。 ・ <u>管理栄養士、精神保健指定医及び薬剤師等については、国家資格等情報連携・活用システムによりオンラインで申請された場合における都道府県経由事務は廃止</u>する方向で検討する。 ・ <u>その他の資格については、令和6年6月19日～21日に都道府県に対して開催した国家資格等情報連携・活用システムを利用する医師等の免許申請手続に係る情報共有会議において、要望に対応した体制を整備できず、オンラインにおける申請においても引き続き対応いただく旨を説明した。</u>（次頁へ）	○ 資格登録等のオンライン申請について、システム上で形式審査を完結できる仕組みであり、国の負担増を抑制できるのではないかな。 ○ オンライン手続が主流となることで、紙での申請が減少していくと考えられる。紙、オンライン問わず経由事務が廃止される国家資格もあることを踏まえ、紙の申請についても経由事務を廃止することを前提に検討すべきではないか。紙での申請が残る期間については、国の地方支分部局において受け付けることを検討できないかな。

関係府省からの第 1 次回答 ※フォローアップ案件はこれまでの措置（検討）状況等を記載	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
【今後の予定】 ・国家資格等情報連携・活用システムの設計・開発については引き続き、<u>經由事務の廃止の検討を含めて進めていく。</u> ・地方公共団体の意向も踏まえつつ、実現方式及び必要な措置までの具体的なスケジュールを考慮の上、厚生労働省とデジタル庁で協力して課題の整理を進める。 ・引き続き、国家資格等情報連携・活用システムを活用した申請手のオンライン化に向けて、必要な政省令改正の検討や、システム面での調整等を行う。	（前頁）
・ 国家資格「計量士」の登録等に係る經由事務の廃止 (管理番号112、366) (デジタル庁、経済産業省)【政令改正】 政府において活用が進みつつある「国家資格等情報連携・活用システム」については、「計量士」の登録申請手続等についても活用の可能性を検討しているところであるが、<u>「計量士」として登録されるためには、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する必要がある</u>（計量法第122条）、都道府県知事は、登録に際し、計量法施行規則第54条に基づき、「法第122条第2項第1号の条件に適合していることを証明している（いわゆる「都道府県知事の実務経験証明」）。 <u>現行のシステムを活用し、登録申請において都道府県を経由しないこととする場合、都道府県知事に別途、実務経験証明を求め、確認等を行う手続が必要となり、必ずしも業務処理の迅速化、効率化につながらない状況が生じる。</u>（登録申請における個別の事業所での業務（申請は全ての都道府県から出される）について、「計量士の登録に必要な実務経験を積んだと認められる」かどうかを国が直接確認することは現実的ではない。） また、<u>計量行政の実施主体である都道府県が、適切に計量行政を遂行していくためには、管内で業務を行う計量士の情報を把握しておくことが重要</u>であり、実際にそのようなニーズもあることから、都道府県が登録事務に一切関わらないこととすることは、必ずしも全ての自治体が望んでいることとは言えない。 適切に計量行政を遂行しつつ、都道府県と国が適切に業務分担し、業務を迅速化、効率化していくためには、例えば、「国家資格等情報連携・活用システム」の利活用等が考えられるが、今後、関係省庁及び都道府県とも相談しつつ、検討を進めて参りたい。	○ 国へのオンライン申請を可能とし、申請内容等の確認に係る都道府県經由事務を廃止した上で、国への申請情報が同時に都道府県に共有される仕組みとすることで、国からの実務経験証明の照会を要さず、都道府県自ら実務経験証明を国に提出する運用が可能になるのではないかと。これにより、国・地方全体での事務の効率化・合理化が図られるのではないかと。 ○ 計量士の登録情報等をシステム上で都道府県に共有することで、都道府県における適切な計量行政の遂行に支障は発生しないのではないかと。
・ 建築基準適合判定資格者検定及び構造計算適合判定資格者検定の受検申込みに係る都道府県經由事務の廃止等 (管理番号R6-6) (国土交通省)【政令改正】 【これまでの措置（検討）状況】 オンライン申請の実施時期についてデジタル庁と協議中。 【今後の予定】 <u>オンライン申請の実施時期に関するデジタル庁との協議を踏まえ、受検申込みに係る都道府県經由事務の廃止について検討を行う。</u> ※ 構造計算適合判定資格者検定については、指定構造計算適合判定資格者検定機関が受検申込みの受付事務を実施しており、受検者は直接当該機関へのオンライン申請が可能となっている。	○ 建築基準適合判定資格者検定について、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン申請を可能とするとともに、都道府県經由事務の廃止について検討スケジュールをお示しいただきたい。

関係府省からの第1次回答

- ・国家資格等について、紙の免許を交付するのではなく、電子証明書を免許原本とし、紙の印刷が必要な場合は申請者本人が電子証明書を印刷する方式とすること（管理番号222）
- ・薬剤師及び管理栄養士資格の申請にかかる審査等の都道府県経由事務の廃止等（管理番号172）
- ・デジタル資格者証を活用した管理栄養士・薬剤師・精神保健指定医の免許証等の交付事務のオンライン化（管理番号292）
（デジタル庁、厚生労働省）【政令改正】

<医師等>

医師等の免許証のデジタル化について、国家資格等情報連携・活用システムにおける資格情報の証明および提示機能の活用が進むよう環境を整備することについて、検討を行っているところ。

今後、「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針」に基づき、国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証の取扱い等について、当該システムの活用状況や必要な体制整備の状況、関係者の意見等を踏まえつつ検討する。

<薬剤師>

（1）薬剤師の免許交付事務については、国家資格等情報連携・活用システムの運用状況を踏まえ、オンラインでの申請の場合には、国が申請者に免許証を直送することを検討する。

（2）薬剤師に係るデジタル資格者証の取扱い等については、今後、「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針」に基づき、国家資格等情報連携・活用システムの運用状況や必要な体制整備の状況、関係者の意見等を踏まえつつ検討する。

<管理栄養士>

（1）管理栄養士の免許交付事務については、管理栄養士資格の手続における国家資格等情報連携・活用システムの利用開始・活用状況を踏まえ、オンラインでの申請の場合には、国が申請者に免許証を直送することについて対応を検討してまいりたい。

（2）国家資格等情報連携・活用システムにおいては、原本所持の代替手段等として活用できる機能として「デジタル資格者証」の機能が設けられている。デジタル資格者証については、原本所持の代替手段等としての活用に向けて、管理栄養士資格の手続における国家資格等情報連携・活用システムの利用開始・活用状況を踏まえながら、対応を検討してまいりたい。

<精神保健指定医>

現行制度下においては、指定医証は紙により交付することが一般的な運用であるところ、「デジタル資格者証」を紙の資格者証と同一の位置づけとすることができるといった法令上の担保方法を含め、国家資格情報連携・活用システムの運用状況等も踏まえて検討してまいりたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

○ デジタル資格者証を免許証の原本とすることで、都道府県経由事務の廃止に伴い、国が申請者に紙の免許証を直送する事務を原則不要にできるのではないかと。申請から交付までの期間短縮が可能となり、住民サービスの向上につながると考えられるため、積極的に検討していただきたい。

○ デジタル資格者証の原本化について、関係団体との協議を含め、検討状況やそのスケジュールについてお示しいただきたい。

【重点2】 各種経由事務の廃止

自治体事務の効率化・合理化を図るため、オンライン化を進めることなどにより、都道府県・市町村経由事務を廃止することを求める。

デジタル化

関係府省からの第1次回答	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
(※下記の各提案の回答に対し、共通の再検討の視点を右記)	○ 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（骨太方針2025）や「地方創生2.0基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。
・ 建築工事届等における建築主事等の経由事務の廃止 (管理番号64、117、187) (デジタル庁、国土交通省)【法律改正】 建築着工統計の経由事務については、<u>建築工事届を行う建築主等の利便を確保すること、被調査対象である建築工事届の数が非常に多く、国の担当職員だけで限られた期間内に調査を円滑に終わることが困難であること、情報の正確性の担保及び建築確認申請手続と連携することによる届出義務の履行の確保の観点から、基幹統計である統計調査の品質確保のため、建築主事等及び都道府県を経由することとしているものである。</u> 本業務の負担軽減については、<u>令和5年度より、自動的に調査票(Excel)を生成でき、エラーチェック機能も搭載しているExcel版を既に配布している</u>ので、そちらをご活用いただくことにより、<u>転記作業や郵送は不要にすることが現在でも可能</u>となっている。 ご提案内容の検討に当たっては、現状の業務における課題の把握のほか、統計の品質を損なわずに期限内に調査を終えることが可能であるかを検討する必要がある。このため、<u>速やかに特定行政庁等への実態調査を実施</u>した上で、オンライン化を含めた業務効率化や負担軽減の方策を、今後検討してまいりたい。	○ 基幹統計については、国が責任をもって統計の基盤を整備すべきであり、デジタル化を通じた基盤整備が求められている今日、オンラインで直接に手続が完結する仕組みを国として早急に構築すべきではないか。地方公共団体における人手不足の観点からも、市町村及び都道府県による二重経由事務の廃止を検討いただきたい。 ○ 建築確認申請を要さない建築工事届や建築物除却届については、建築主事は各届出の記載漏れや誤記の確認を行うにとどまり、記載内容の審査・判定を伴うものではない。システム上でエラーチェックを可能とすることで、市町村及び都道府県による二重経由事務を廃止できるのではないかと。 ○ 建築主事による疑義照会が現状どの程度生じているのか、照会の件数・内容等を把握した上で、これらに対しシステム上のエラーチェックで対応する方策を具体的に検討いただきたい。 ○ 届出の正確性や届出義務履行の確保の観点で経由事務の廃止が困難との指摘について、少なくとも特定行政庁の建築主事による確認を終えた建築工事届等を都道府県で取りまとめる事務は不要ではないか。また、指定確認検査機関で建築確認申請とともに建築工事届の内容を確認することとし、指定確認検査機関から直接国土交通省へ提出することで、建築主事及び都道府県の経由事務を廃止できるのではないかと。

関係府省からの第1次回答

・精神障害者保健福祉手帳等の交付手続における市町村経由事務の廃止

(管理番号61、62、119、120、R6-22)

(デジタル庁、厚生労働省)【政令改正】

＜精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳及び療育手帳の交付手続における市町村経由事務の廃止について＞

精神障害者保健福祉手帳及び身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付の申請等については、精神保健福祉法又は身体障害者福祉法において、居住地（居住地を有しないときは、その現在地）を管轄する市町村を経由して行うこととされており、精神障害者保健福祉手帳は都道府県又は指定都市（精神保健福祉センター）が、身体障害者手帳は都道府県、指定都市又は中核市が申請に基づいて審査、交付の可否及び障害等級の判定を行い、手帳の交付は申請を受理した市町村を経て申請者に対して行われていると認識している。

こうした申請手続のオンライン化については、現在、政府において、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」（令和3年6月1日規制改革推進会議）に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。

その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、デジタル庁がマイナポータル等の行政手続デジタル化の共通基盤の整備を行うこととしている。

これらの方針を踏まえ、手帳の交付申請に係る手続について、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討することに際しては、各手続における市町村経由事務の在り方も含めた各種論点について、引き続き検討してまいりたい。

また、療育手帳については、法令上の定めがなく、都道府県等が自治事務として要綱を定め実施しており、交付手続きを含め、制度にばらつきがある。そのため、現時点では国として一律にオンライン化を進められる状況にはない。

＜自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請手続に係る市町村経由事務の廃止について＞

現在、政府においては、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」（令和3年6月1日規制改革推進会議）に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。

その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、デジタル庁がマイナポータル等の行政手続デジタル化の共通基盤の整備を行うこととしている。

これらの方針を踏まえ、自立支援医療の手続き等のオンライン化について、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討に際しては、各手続における市町村経由事務の在り方も含めた各種論点について引き続き検討してまいりたい。

提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点

- 市だけでなく県も含め、多くの追加共同提案団体が本提案に賛同していることから、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。
- 申請手続等のオンライン化及び市町村経由事務の廃止に当たっての懸念点やそれを解消するための方向性について、診断書のオンライン提出や手帳、受給者証とマイナンバーカードとの一体化など各種論点の検討状況も含め、具体的に示していただきたい。
- 手帳や受給者証の交付状況などの情報は、市町村が住民からの福祉に関する相談業務を市町村が引き続き行う上で必要な情報であることから、都道府県と市町村で共有できるように検討いただきたい。
- 療育手帳に関して、各都道府県は「療育手帳について」（昭和48年厚生事務次官通知）に基づき実施要綱を定めて運用しているところ、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳と同様に、全国的に統一して実施されるべき性格の事務であり、そのような観点から、制度のばらつきが生じないように、当該次官通知の市町村を経由するという規定を廃止するなど、国としてできることを可及的速やかに行っていただきたい。

関係府省からの第1次回答	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
・第2世代交付金の実施計画・施設整備計画に係る事前相談における都道府県経由の廃止(管理番号232) (内閣府)【要綱改正】 【意見】 市区町村の事前相談について、原則、国が直接市区町村と調整することとする。 【理由】 管内市区町村の取組の把握・助言など、広域調整の役割を有する都道府県において必要な業務であると考えられる一方で、各市区町村の交付金事務の進捗状況の把握の仕方は、その他の事務においても可能であるため、事前相談については、国が直接市区町村と調整することとする。 なお、上記目的達成のために、都道府県経由を希望する団体がある場合には、個別にその団体とその方法も含め調整することとする。	○ 都道府県経由を希望する都道府県がある場合について、管内市区町村の情報を把握することが目的である場合には、都道府県経由事務を廃止した上で、国から都道府県へ情報共有を行うなど、柔軟な対応を検討いただきたい。
・新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）の都道府県経由事務の廃止(管理番号293) (内閣官房、内閣府)【要綱改正】 新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）については、内閣府告示第43号（令和7年3月31日）や予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）により、市区町村が行うものについては事務の一部を都道府県に委任している。それに伴い市区町村事業については、ご指摘のとおり市区町村交付申請書の受理等の事務及び国の支出負担行為等に関する事務等を都道府県で行っている。本交付金については旧デジタル田園都市国家構想交付金も含めて、毎年1000団体以上の地方公共団体が2000事業以上申請しており、仮に貴県の提案を受け入れた場合には、国が1000以上の地方公共団体から個別に申請を受領することとなり、事務処理に相当の時間を要することから、提出期限を従前よりも前倒しをする必要があるため、貴県が示す効果は発揮されない。 また、市区町村の実情は都道府県がよく認識していることから、同交付金の事務処理についても都道府県が行うことによって、申請等の内容の精査・充実を図っているところ、仮に都道府県が同交付金の事務処理を担わなくなった場合、そうした効果は発揮されないこととなる（なお、申請書の受理等の事務は、事前相談等の案件形成・施策内容調整と密接にかかわっており、不可分である）。 以上のことから、従前どおり都道府県経由で行う方法が適切であると考える。	○ 「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の第2世代交付金については、管理番号232「第2世代交付金の実施計画・施設整備計画に係る事前相談における都道府県経由の廃止」の提案を受けて、事前相談に係る経由事務の廃止を前向きに検討している。少なくとも事前相談については経由事務の廃止を検討できるのではないか。 ○ 申請書の受理等をシステム上で行い、記入漏れや添付漏れといった形式不備等のエラーチェックが可能な仕組みとすることで、経由事務の廃止に伴う国の事務負担増を抑制することができるのではないか。
・地方公務員の海外渡航に伴う渡航依頼事務に係る都道府県経由事務の廃止(管理番号97) (総務省、外務省)【要領改正】 地方創生2.0基本構想の下での地方連携推進を図るべく、内閣府とも緊密に連携し、本件検討要請につき真摯に検討して参りたいと考えている。具体的には、<u>まずは、全地方公共団体を対象としたアンケート調査を速やかに実施し</u>、当該事務の現状を出来る限り客観的かつ定量的に把握し、また、それぞれの地方公共団体の実情や意見などを把握した上で、<u>「地方公務員の海外渡航に伴う渡航通知依頼手続き」のプロセス全体の合理化に資するよう、実務的な検討を進めて参りたい。</u>	○ 地方公共団体を対象としたアンケート調査の結果を踏まえつつ、プロセス全体の合理化に資するよう、都道府県経由事務の廃止に向けた前向きな検討を進めていただきたい。仮に都道府県経由事務を廃止する上で支障があれば、支障解消につながる運用、デジタル技術の活用も含めて検討いただきたい。

関係府省からの第1次回答	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
・ 教育支援体制整備事業費交付金の交付における都道府県經由事務の廃止 (管理番号365) (文部科学省)【要綱改正】 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）は教育基本法第11条の規定に基づき、幼稚園等における教育支援体制を整備する事業を都道府県が実施する場合に、<u>国がその経費を補助する事業</u>である。そのため、<u>都道府県事業に要する経費は当該都道府県において予算計上するもの</u>と考える。 また、現在、都道府県は、<u>地域や事業者の実情に応じて、補助金を交付する裁量</u>を有しており、仮に、都道府県から事業者に交付するというスキームを変更した場合には、<u>事業者の実情に合わせて交付されていた補助金の額に影響が出るなどの支障が生じる可能性</u>がある。 なお、「具体的な支障事例」として記載されている「年度内の概算払いをするために非常にタイトな期間での事務処理を強いられている。」という点については、自治体から詳細の状況を聴取した上で、改善策について検討したいと考える。	○ 「事業者の実情に合わせて交付されていた補助金の額に影響が出るなどの支障が生じる可能性」について、実際に影響があるのかどうかを含め、都道府県の実態把握を行うべきではないか。
・ 林野庁が毎年度実施する統計調査等の都道府県經由事務の廃止 (管理番号260) (農林水産省)【通知改正】 提案のあった統計調査等は、都道府県が指導・監督権限や認可権限等を持つ組織・事業の実態を把握するものであるとともに、<u>都道府県の林業普及指導員が個別の林業経営体や現場の事情に精通していることから、統計調査等に係る回答の回収や疑義の解消が的確に行えるのは都道府県のみであり、民間事業体には委託していない。また、いずれについても、国だけでなく都道府県における施策の立案又は指導・監督の事務に必要な情報に係るものとなっている。</u> 一方、都道府県の負担軽減は重要であり、対面・郵送でなく、入力様式のメールの送受信による回答を可能としている。加えて、様式の簡素化、エラーチェック機能の付与等の対策を講じており、提案を踏まえ、都道府県の事務負担の更なる軽減に向けて効率化を進めていく。各統計調査等の具体の実状については、以下のとおりとなっている。 「素材生産事例調べ」は、全国の素材生産事業地における、林分状況、立木購入価格、素材生産の方法、投入経費、事業体の概要等の事例を、都道府県の協力を得て収集し、森林及び林業の施策推進への活用を目的に毎年実施している。 本調べの対象地は、該当年（例：令和6年1月から12月）に、素材生産を完了した事業地のうち、<u>林況（立木本数、傾斜等）、素材生産量等が一般的な事業地を対象としているため、林野庁での対象地の特定が困難なこと、また、回答の回収や照会を通じた疑義の解消は、対象の素材生産事業者等と日頃からやり取りをし、現地の実態をよりの確に把握することができる都道府県に行っていただくことが適切であること</u>から、都道府県に協力を依頼している。 都道府県の負担軽減のため、事例調べの手引きや記入要領を作成し、確認すべき事項を明確にするとともに、様式においては、エラーチェック機能（過年度平均値との乖離など）の付与等の対策を講じている。 都道府県の事務負担の更なる軽減・簡素化の視点から、調査項目の見直し、様式の簡素化等の改善を検討、実施していく。（次頁へ）	○ 林野庁が行っている調査は、国が全国的に調査するものであることから、国が責任をもって基盤を整備すべきであり、デジタル化を通じた基盤整備が求められている今日、オンラインで直接に手続きが完結する仕組みを国として早急に構築すべきではないか。 ○ 各種統計調査の内容は、林業普及指導員の専門性を要するものではなく、また、都道府県では回答の正誤判断が困難なため、都道府県を経由することの必要性が低いのではないか。 調査対象者が直接国へ回答可能な仕組みを構築する、総務省統計局等の調査で実績がある企業に民間委託するなど、都道府県經由の廃止を実現するための方策を幅広く検討いただきたい。

関係府省からの第1次回答

・ 「森林組合一斉調査」は、一般統計調査であり、森林組合及び生産森林組合の組織・執行体制、財務及び事業全般にわたる実態を把握するもの。対象である森林組合及び生産森林組合については、森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき、都道府県が指導・監督権限を有しており、回答の回収及び疑義の解消が確実にできるのは、都道府県のみである。都道府県の事務負担軽減のため、令和6年度に入力様式のエラーチェック機能（入力漏れ及び項目間の内容の不整合の確認）を強化し、入力する森林組合においても誤りを発見できるようにするなど対策を講じてきた。

都道府県の事務負担の更なる軽減・簡素化の視点から、今後も、入力様式の改良等の効率化を検討、実施していく。

・ 「林業労働・経営対策に係る実績等について」は、各都道府県を通して、林業労働力確保支援センター（以下「センター」という。）の取組状況や、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）の認定事業主を中心とする林業事業体に関する基礎情報の調査を行い、センターや個々の林業事業体の実態を把握するものであり、林業労働関連施策の企画・立案等に活用している。国において個別の林業事業体の状況の把握は困難であることに加え、主な対象であるセンターと認定事業主については都道府県知事が指定・認定するものであり、同法に基づく毎年度の事業報告等を通じて基礎的な情報の把握が可能であることから、都道府県の協力が必要不可欠である。

都道府県の事務負担の軽減のため、入力誤りの防止及び確認作業の軽減のための様式の工夫や、同法に基づく改善措置実施状況報告書からの転記方法の記載要領の作成等の対策を講じてきたところ。

都道府県の事務負担の更なる軽減・簡素化の視点から、調査項目の見直し、様式の簡素化等の改善を検討、実施していく。

・ 「高性能林業機械の保有状況調査」については、林業普及指導事業実施要領に基づき、都道府県の林業普及指導員が計画的に活動を実施するために実施している。都道府県の普及事業の対象である林業経営体が本調査の対象であることから、都道府県に協力を依頼しているところ。

当該調査においては、従来は林業経営体等が所有する高性能林業機械1台ごとの調査としていたが、令和6年度から林業経営体等ごとに所有する高性能林業機械の種類別の台数のみを集計する調査に変更したことにより、県担当者の調査の取りまとめに要する時間は大幅に短縮された。

都道府県の事務負担の更なる軽減・簡素化の視点から、改善を引き続き検討、実施していく。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

○ 「統計調査等は、都道府県が指導・監督権限や認可権限等を持つ組織・事業の実態を把握するものである」「都道府県における施策の立案又は指導・監督の事務に必要な情報」との指摘について、国が集計した統計データを都道府県が閲覧、活用できる仕組みを構築することで、支障は生じないのではないか。

○ 素材生産事例調べについて、国からの疑義照会に都道府県が回答できない場合も多く、回答者への取次ぎに負担が生じている。また、「林野庁での対象地の特定が困難」とあるが、調査の事前準備として都道府県から対象地の特定に係る必要な情報を国に共有することで、国が直接調査を実施することが可能ではないか。

○ 森林組合一斉調査について、各組合が入力した数値の正誤判断を都道府県が行うことは困難であり、都道府県を経由することの必要性が低いのではないかと。国が調査票の回収と集計を一元的に担い、統一的なエラーチェックを実施することで、調査の品質を維持しつつ、経由事務を廃止することが可能ではないか。

○ 林業労働・経営対策に係る実績等について、都道府県が調査対象の選定を行い、対象事業体が国に直接オンラインで回答を提出できるシステムを導入することで、経由事務を廃止することが可能ではないか。

○ 高性能林業機械の保有状況調査について、都道府県が調査対象の選定を行い、対象の林業経営体が国に直接オンラインで回答を提出できるシステムを導入することで、経由事務を廃止することが可能ではないか。

関係府省からの第1次回答

・特別児童扶養手当の受給資格及び各種請求・届出等に係る事務のオンライン化及び市町村 經由事務の廃止(管理番号63、118) (デジタル庁、厚生労働省)【政令改正】

特別児童扶養手当について、市町村を経由せず直接都道府県へ申請することとなった場合、受給者が養育者である場合の養育事実の確認や児童が別居している場合の監護事実の確認、同居している扶養親族がいる場合の生計同一の確認など、届出事実の確認についてどのように対応するかといった課題やそれに伴う都道府県の手続負担の増加という課題が考えられるほか、障害福祉サービスをはじめとした各種障害福祉制度に関する申請・相談窓口が市町村に設けられている中、特別児童扶養手当のみ都道府県が申請窓口になることについて、申請者に対する支援の観点からも慎重な検討が必要であると認識している。

その上で、まずは市町村經由を廃止する場合の課題や問題の有無等について、各都道府県の見解等を確認する必要があると考えている。

また、特別児童扶養手当のオンライン化については、令和3年度に所得状況届について、マイナポータルのぴったりサービスを活用したオンライン化における事務の運用をお示ししているほか、認定請求など関連手続きについても標準様式・申請フォーム作り（プリセット）を進めていることから、これらの事務の運用についてもお示しできるよう準備を進めてまいりたい。

マイナポータルにおける住民票情報や所得状況のAPI連携による自動入力については、現状そのような機能を実装していないため、機能の実装可否や法令、制度面等の制約も含めて検討を行い、令和8年度末までに結論を得るよう進めてまいりたい。

・「伝統文化親子教室事業（教室実施型）」の応募手続の市町村經由事務の廃止(管理番号208) (文部科学省)【事務連改正】

文化芸術基本法において、基本理念の実現を図るため、国や地方公共団体等が相互に連携を図りながら協働するよう努めることが求められているとともに、地方公共団体は地域の特性に応じた文化芸術に関する施策を策定し、実施する主体として位置づけられている。

伝統文化親子教室事業には3つの類型（教室実施型・統括実施型・地域展開型）があり、うち教室実施型は市区町村教育委員会を窓口とし、都道府県でとりまとめて提出いただいているが、これは地方公共団体を主な支援対象先としている地域展開型との連携を必要とするためである。

教室実施型を内包できる仕組みにもなっている地域展開型は、子供たちに伝統文化等を体験する機会を地域偏在なく提供することを目的としている。地方公共団体を中心に関係者が連携して、地域の様々な分野の教室と繋がり、子供たちへ少しでも多くの体験機会を提供していくことが期待されており、当該事業を推進することは政策的意義が大きい。

一方で、地域展開型と地域における教室との連携が進まない理由として、実施団体からは「地方公共団体から声がかからなかったため」という声もあることから、基礎自治体である市区町村には地域における教室を把握していただくことで、実施団体との連携の強化を期待しているところである。

また、地域に根付いた伝統文化等を確実に次世代へ継承・発展させていくためには、地域の実情に応じた戦略的・計画的な事業展開が大変重要である。市区町村が地域における教室を把握して「放課後子供教室」と連携した取組の調整を図るなどにより、地域の子供たちが伝統文化等を体験できる機会の選択肢を増やす等、積極的な事業展開を進めていただきたいと考えている。

なお、今回御提案いただいた意見を踏まえ、市区町村担当者の負担軽減の観点から、事業者からの問い合わせが市区町村窓口集中する件については、募集案内等に問い合わせの際の連絡先をわかりやすく明示することで対応したい。

提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点

○ 現状、届出事実の確認が必要な場合、市町村は都道府県からの依頼に応じて、申請者へ電話又は郵送で確認を行っている。市町村經由を廃止し、都道府県から直接申請者へ確認する方が、確認に要する期間の短縮につながり、都道府県及び申請者双方にメリットがあるのではないかと。また、都道府県から市町村へ申請に関する情報共有を行うことで、市町村は引き続き申請者に対する支援を講じることが可能ではないかと。

○ 地域展開型との連携のため、地域の教室を把握する必要がある点について、市区町村は、文化庁のホームページ掲載情報や教室の検索が可能な「マッチングシステム」の利用が可能となっており、わざわざ市区町村を窓口として、經由事務を行う必要はないのではないかと。

○ 市区町村における事務負担を軽減することで、より一層地域に根付いた伝統文化等の継承・発展に係る業務に時間をかけることが可能になるのではないかと。

関係府省からの第1次回答	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
・ 果樹農業振興特別措置法施行令第4条に基づく果樹園経営計画に係る市町村經由事務の廃止(管理番号122) (農林水産省)【政令改正】 果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）に基づく果樹園経営計画（以下「本計画」という。）は、我が国果樹農業の体質の一層の強化が求められる中、果樹産地の中核的担い手となり得る自律的な果樹農家の育成を図ることを目的としたものである。 本計画の内容は、農業経営規模の拡大や、生産方式の合理化、経営管理の合理化等に係る目標やその達成のためにとるべき措置等を内容としており、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき市町村等が認定する農業経営改善計画（認定農業者制度）と密に関連するものである。 また、都道府県における本計画の認定に際しては、<u>農業経営基盤強化促進法第5条第2項第2号の規定に基づき、都道府県内を区域に分けて定める区域ごとの「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」等に合致しているかを判断することとしており、農業者が提出しようとする本計画が、当該市町村が該当する上記指標に合致するか等を予め市町村が確認することが適当である。</u> さらに、本計画は栽培品目・品種等を含む計画であり、市町村等を含む産地協議会が策定する「<u>果樹産地構造改革計画</u>」等との整合を図ることが重要と考えられることから、農業者が都道府県に本計画を提出する際の申請事務を市町村が担うことは妥当と考える。 なお、市町村において申請確認の機会が少ないため事務処理に時間を要するとの御懸念については、効率化のため、農林水産省のHPに関連規定を掲載する等の改善策を検討したい。	○ 農業経営基盤強化促進法第5条第2項第2号の規定に基づく、都道府県内を区域に分けて定める区域ごとの「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」については、法令上、都道府県知事が定めることとなっている。本計画との整合を市町村が確認しなければならない定めはなく、都道府県が確認することとして、特段問題はないのではないか。 ○ 産地協議会が策定する「果樹産地構造改革計画」については、産地協議会に都道府県が設置する普及指導センター等が含まれており、本計画との整合を必ずしも市町村自ら確認する必要はなく、都道府県で確認することが可能ではないか。
・ 適正計量管理事業所の指定等に係る申請等の手続における特定市町村經由事務の廃止 (管理番号206) (経済産業省)【法律改正】 計量法第127条第2項等に規定する経済産業大臣の権限に属する事務については、計量法施行令第41条第2項により、「国の事業所以外の事業所」については、都道府県知事が行っている。また、現在、適正計量管理事業所に指定されている「国の事業所」はない。郵政事業の民営化以降、適正計量管理事業所に係る申請等が経済産業大臣に寄せられることは一切なく、都道府県において手続が完結している。 特定市の經由事務の廃止提案については、都道府県の事務負担の増加につながるものであり、<u>すべての都道府県が当該提案を受け入れられるとは限らず、また、計量法上の特定市は、地方自治法上の政令指定都市や中核市といった相対的に事務処理能力の高い自治体が指定されている（計量法施行令別表第1）ことから、全国126の特定市のすべてが求め、提案しているものでもない。</u> 本提案については、現行制度上も、地方自治法第252条の14に基づく地方自治体間の「事務の委託」の制度を活用することにより、個別の特定市や都道府県のそれぞれの事情や方針等を踏まえ、地方自治体間で合意し、経済産業大臣が同意することによって実現できるものであり、実際に、本提案に係る事務の委託が行われている事例も既に以前からある。 <u>個別の地方自治体間の状況等を踏まえ、必要な自治体において地方自治法第252条の14に基づく「事務の委託」制度の活用を検討することが望ましい事案と考える。</u>	○ 特定市を経由する規定は、少なくとも30年以上前から続くものであるが、電子申請サービスが確立している現在では申請者が都道府県に直接手続を行うことは容易であり、特定市を経由する必要性に乏しく、手続の簡素化による事業者及び行政のトータルコスト削減の観点から積極的に廃止すべきではないか。 ○ 本提案に対し、都道府県を含む複数の自治体が賛同している点を重視し、經由事務の廃止に向けて前向きに検討すべきではないか。 ○ 当該事務を引き続き行いたいと考える特定市については、都道府県からの事務委託等の対応を検討いただきたい。

関係府省からの第1次回答

・第一種市街地再開発事業及び防災街区整備事業の施行許可申請に係る市町村経由規定の廃止(管理番号207) (国土交通省)【法律改正】

市町村内のまちづくりについては、一部の広域的・根幹的な都市計画等を除き、市町村が都市計画の中心的な決定主体とされており（都市計画法（昭和43年法律第100号）第15条第1項）、当該市町村が主体的に取り組むものとされている。

都市再開発法（昭和44年法律第38号）における市街地再開発事業〔密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号。以下「密集法」という。）における防災街区整備事業〕は、そのような市町村内のまちづくりに大きな影響を与えるものであるところ、個人施行（都市再開発法第7条の9の規定により施行される事業）の市街地再開発事業〔防災街区整備事業においては、密集法第122条の規定により施行される個人施行の防災街区整備事業〕においても、市町村長は認可権者ではないものの、事業の前提となる高度利用地区等〔防災街区整備事業においては、特定防災街区整備地区等〕の指定等をなす主体であるほか、施行者に対する報告徴収や助言等（都市再開発法第124条第1項〔防災街区整備事業においては、密集法第268条第1項〕）といった権限が与えられている。

本件事務については、市町村長においてそのような一定の関与が定められていることや、申請者における申請に係る負担軽減の観点から、認可権者からの意見聴取規定にとどまらず、明確に市町村長を経由するものとして定めているものである。

そのような制度趣旨を踏まえると、迅速な認可に支障が生じる等の理由のみをもって経由事務を一律に廃止することには慎重な検討を要すると考えられるところ、想定される廃止による影響等も踏まえながら、適切に対応を検討してまいりたい。

・土地に関する権利の移転等における届出のオンライン化及び市町村経由事務の廃止(管理番号357) (国土交通省)【法律改正】

国土利用計画法第23条に基づく事後届出については、国民の利便性、事務処理の効率性、総合行政の確保などの観点から市町村の経由としており、経由規定の廃止に当たっては慎重な検討が必要と考えています。

また、国土利用計画法施行規則の改正を令和7年4月1日（7月1日施行）に行い、これまで紙による提出を前提とした統一的な様式を廃止し、オンラインによる届出等に対応するための標準様式（電子ファイル）を都道府県・指定都市へ配布しており、届出者、受理者の負担軽減を図っているところです。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- 第一種市街地再開発事業及び防災街区整備事業の施行許可申請は、全国的にも件数が少なく、市町村を経由する必要性に乏しいのではないか。
- 市町村は意見聴取規定に基づき、施行許可申請の内容を把握することが可能であり、施行者に対する報告徴収や助言等の実施にあたって支障がないことから、提案の実現に向けて前向きに検討いただきたい。経由事務の廃止による影響等が想定される場合は、具体的にお示しいただきたい。
- e-Gov等の既存システムも含め、全国統一的な届出システムを整備すれば、届出者は1つのID・パスワードで全国の自治体に対して届出を行うことができ、規則改正後の標準様式と併せて、届出者の利便性向上及び審査等に係る事務処理の効率性がさらに高まるのではないか。
- 市町村を跨いで活動する事業者の場合、オンラインによる届出を可能とした上で、届出先を都道府県にすることにより、複数の市町村に対して別々に届出を行う必要がなくなるため、利便性がさらに高まるのではないか。
- 経由規定の廃止について慎重な検討が必要との回答だが、届出のオンライン化により形式的なエラーチェックが可能になると考えられるため、市町村及び都道府県による2重の審査は不要とするべきではないか。

【重点3】 一斉通知・調査システムの利用拡大に伴う都道府県経由の廃止

国が自治体等を対象として実施している定例的な調査・照会等のうち、都道府県や市町村が中間集計しているものについて、一斉通知・調査システムの活用により経由事務を廃止することを求める。

デジタル化

関係府省からの第1次回答

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

(※下記の各提案の回答に対し、共通の再検討の視点を右記)

○ 「経済財政運営と改革の基本方針2025」(骨太方針2025)や「地方創生2.0基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されていることに加え、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく「経由調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針」が策定されていることから、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

・国からの定例的な調査・照会等における一斉調査システムの活用(管理番号67) (内閣府、総務省)【通知改正】

【内閣府】関係省庁と速やかに連携の上、調査・照会(一斉調査)システムの活用を前向きに検討したい。

【総務省】別紙の調査リストに記載の回答は、別添のとおり。
一斉通知・調査システムの改修に係るご提案に関しては、まず、自治体側において回答フォーマットをExcelでダウンロードし、入力の上、アップロード可能とすることについては、本年3月のシステム改修により既に実施可能となっているところ。
また、各自治体が全ての調査対象団体の個別回答を参照し集計・分析を実施できるようにすることについては、従前より、調査実施省庁が取りまとめた調査結果をシステム上で調査対象団体へ公開できる機能が備わっているため、現行システムにおいても、調査実施省庁が全ての回答を調査結果として公表することにより対応可能である。
なお、他団体に参照されたくない回答がある調査も存在する可能性があることから、全ての調査について全回答を一律に公開することはできないと考えられるため、調査実施省庁の判断により、全ての回答・自由記述部分以外・個人情報を除く部分など、それぞれの調査特性に応じて公開可能な情報を取りまとめる必要があるものであり、これをシステム上で実現するには、毎回、回答ごとに公表可否を自治体を選択するような機能を追加するシステム改修も必要になるものと考えられる。

本システムは、利便性向上による利用拡大を図るため、本年3月に大規模なシステム改修を実施しており、次期システム改修については、この新システムの運用を通じて、各府省庁や自治体から更なる改善点として寄せられた内容も含め、費用対効果も踏まえ検討し、令和9年度予算要求において必要な予算を確保するよう取り組んでまいりたい。

【各調査・照会等を実施する関係府省】

○ マクロやExcel関数が組まれているものは一律に移行不可と結論づけるのではなく、回答項目や集計方法を見直すことで一斉通知・照会システムへの移行を実現する余地がないか検討いただきたい。

【一斉通知・照会システムを所管する総務省】

○ 都道府県経由を廃止した場合において、国が対応すべきこととなる問合せ、督促、データ確認、疑義照会については、本年3月のシステム改修においてQ&A機能の追加等がされたことにより、事務負担の軽減が見込まれる。こういった機能改修の情報を適切に各調査の所管課へ周知いただくとともに、次期システム改修においては、回答フォーマットにExcel関数やマクロと同等の機能を設けるといった改修を検討いただきたい。

○ 調査結果の公表については、都道府県が結果を編集・分析できるファイル形式での公開を積極的に進めるよう、調査実施省庁へ通知いただきたい。

関係府省からの第 1 次回答	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
・ 介護保険事業状況報告における都道府県経由事務の廃止 (管理番号128) (厚生労働省)【通知改正】 介護保険事業状況報告は都道府県経由で行っており、現在、管内市町村への依頼や提出状況の管理等の役割を都道府県に担っていただいているが、<u>報告の依頼や提出方法等について、都道府県の負担軽減を図る方策について検討を進めてまいりたい。</u>	○ 現在、都道府県は管内市町村から届いた介護保険事業状況報告を取りまとめて国へ報告しているが、都道府県は数字の積み上げ等の作業を行うのみのため、一斉通知・調査システムの利用により集計作業の効率化を図ることで、<u>經由事務の廃止が可能ではないか。</u> ○ 一斉通知・調査システムであれば、未提出自治体への督促メールの送信なども可能となっており、都道府県が取りまとめを行う必要はないのではないかと。
・ 構造改革特別区域計画認定申請事務における都道府県経由の廃止 (管理番号141) (内閣府)【通知改正】 構造改革特別区域計画認定申請事務については、<u>次回認定申請時より、都道府県経由を廃止</u>し、内閣府から関係自治体に直接通知・照会を行うこととする。	○ 次回認定申請時以降の具体的な通知・照会方法をお示しいただきたい。
・ 全国市町村要覧の編纂に係る調査のオンライン化 (管理番号177) (総務省)【通知改正】 全国市町村要覧の編纂に係る調査票(校正原稿)の各都道府県への送付については、<u>従前の紙原稿の郵送に替えて、令和7年度から、PDF原稿のメール送付へと変更</u>しており、支障事例として挙げられている事務負担については、一定程度改善されているものと考えている。 令和8年度以降の編纂手法については、<u>一斉調査システムの活用の有無も含めて、引き続き検討する。</u>	○ 一斉通知・調査システムを利用することで、都道府県及び市町村へ直接調査を実施することが可能になるほか、未回答団体への督促、回答の集計等をシステム上で実行できるため、<u>經由事務の廃止についても前向きに検討いただきたい。</u> ○ 団体間の提携に関する情報については、基本的に市町村の判断で掲載有無を判断しているところ、都道府県を経由する必要性は低いのではないかと。令和7年度からオンラインでの回答が可能になったため、都道府県のさらなる事務負担軽減の観点から、市町村が直接国へ報告する形に見直すべきではないかと。
・ 水道統計調査のオンライン化及び都道府県経由事務の廃止 (管理番号258) (国土交通省)【通知改正】 水道統計調査について、現在、都道府県及び市町村の負担軽減や回答の精度向上のため、<u>オンラインで照会・回答できるシステムの構築・活用を検討中</u>である。	○ オンラインで照会・回答できるシステムの構築・活用について、具体的な検討内容やスケジュールを明確にするとともに、都道府県経由事務の廃止について見解を明らかにしていただきたい。

【重点4】 国への返還金に関する取扱いの見直し

国の補助金等を財源の一部とする地方公共団体の補助金等において、事業者の不正等に起因した返還金を事業者等から徴収困難な場合、地方公共団体が代わりに国へ返還する取扱いを見直しを求める。

関係府省からの第1次回答

・事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し(管理番号352)

(こども家庭庁、厚生労働省)【法律改正】

本要望については、昨年度も同様の要望があり、対応について検討し、関係省庁とも協議の上、回答しているとおりでありますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく介護給付費等については、市町村が事業者の請求を審査の上、支給することとされており、事業者の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされています。

また、介護給付費等は、市町村の支弁とされており、その一部について国が負担することとされており、国庫負担金を交付しているところです。

こうした制度に基づき、当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第18条第1項又は第2項の規定に基づき、国は市町村に対してその返還を命じなければならない。それに応じて市町村は過大交付額を国に返還いただく必要がある一方、あくまで市町村が支弁し、支給するとされているものの一部を国が負担するものであることから、補助金適正化法における「間接補助金等」には該当せず、補助金適正化法第18条第3項の規定に基づく返還命令の全部又は一部の取消しも適用はされません。

一方で、事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要であることから、国としては、都道府県に対し、障害福祉サービス事業所等サポート事業等も活用いただき、市町村を集めた研修会・勉強会を開催することや、審査・確認の二重チェックを行うことなど、市町村への適切な助言等を行っていただくよう、引き続き周知してまいります。また、事業者の質の確保・向上等を図る観点から、事業所指定の在り方についても検討してまいります。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

○ 第1次回答のとおり本提案は昨年に引き続き提案されているが、本年は全国知事会や指定都市市長会も提案者となっていること、返還の義務を負うことに関し、他制度についても提案がなされていること、個別の自治体要望のほか、全国知事会、全国市長会、全国町村会等の要望でも取り上げられていることから、地方公共団体の言わば総意として見直しが求められており、かつ、現場にとって返還が大きな負担となっていると考えられるため、改めて検討いただきたい。

○ 当該国庫補助については補助金適正化法第18条3項に当たらないとのことであるが、その理由を具体的に示していただきたい。その上でやむを得ず発生する未収納額のすべてを市町村が代わりに返還しなければならない制度は法の不備とも言えるので、市町村の切実な声を踏まえ、見直しを検討いただきたい。

また、介護保険法に基づく介護給付費や、生活保護法に基づく生活保護費においては、要綱や通知上、不納欠損として処理した額は、交付額から控除される収入額には含まず、支給対象経費とされ、肩代わりが発生していない。制度間の整合の観点からも、同様の措置を講ずるべきではないか。

○ 給付費の返還金が徴収できない場合、法の一般原理である比例原則が適用されるべきであり、障害者総合支援法や児童福祉法上、都道府県は事業者の指定や勧告・命令、国は市町村及び都道府県に助言・情報提供・その他の援助や措置を行うこととされていることから、公平性について疑義がある。一律に全額の返還の肩代わりを求めることのないよう、返還を免除すべきではないか。また、市町村について返還免除がされる仕組みになったとしても、市町村はその危険をなお自己負担分について負っている。2分の1の費用を負担者として国もその範囲において危険負担を負うべきではないか。改めて財務省等の法律所管省庁にも確認をした上で回答いただきたい。

○ 地方財政法第10条において、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、自立支援給付等はその円滑な運営のため、国が進んで経費を負担する必要があると規定されている。また、国家賠償＝不法行為の損害賠償債務の案件に関する最高裁判所の判例（最判平成21年10月23日民集63巻8号1849頁）では、複数の行政主体が関係する事案における国家賠償義務について、当該事務について費用を負担する者が賠償義務を負うとしている。こうした法の規定や判決における考え方を踏まえると、国も必要な負担を負う責任があるのではないか。

○ 事業者の不正や過大請求の防止が重要であることは否定しないが、提案団体等によれば事業者が巧妙に不正を行い、研修や二重チェック等では看破できないケースも多くある。こうした場合まで含めて返還責任を市町村のみに負わせることは不合理であると考えられるため、改めて制度の見直しを検討いただきたい。

関係府省からの第 1 次回答	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
・未回収の診療報酬返還金の国返還についての取り扱いの見直し(管理番号173) (厚生労働省)【法律改正】 適正な債権管理の観点のほか、国費にも影響を与えるものであることから、ただちにご提案のような取扱いに変更することは困難と考える。	○ やむを得ず発生する未収納額のすべてを市町村が代わりに返還しなければならない制度は市町村の切実な声を踏まえ、見直しを検討いただきたい。 また、介護保険法に基づく介護給付費や、生活保護法に基づく生活保護費においては、要綱や通知上、不納欠損として処理した額は、交付額から控除される収入額には含まず、支給対象経費とされ、肩代わりが発生していない。制度間の整合の観点からも、同様の措置を講ずるべきではないか。 ○ 診療報酬として給付した療養給付費等の返還金が徴収できない場合に、補助金適正化法を根拠に市町村が返還を肩代わりしているが、法の一般原理である比例原則が適用されるべきであり、地方財政法の規定の趣旨や、国民健康保険法上、保険医療機関の指導は国及び都道府県が行うとされていることから公平性について疑義がある。一律に全額の返還の肩代わりを求めることのないよう、返還を免除すべきではないか。改めて関係省庁にも確認をした上で回答いただきたい。 ○ 地方財政法第10条において、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、国民健康保険の療養給付はその円滑な運営のため、国が進んで経費を負担する必要があると規定されている。また、国家賠償=不法行為の損害賠償債務の案件に関する最高裁判所の判例（最判平成21年10月23日民集63巻 8 号1849頁）では、複数の行政主体が関係する事案における国家賠償義務について、当該事務について費用を負担する者が賠償義務を負うとしている。こうした法の規定や判決における考え方を踏まえると、国も必要な負担を負う責任があるのではないか。 ○ 第1次ヒアリングでは、月々の診療報酬請求額との相殺による返還徴収が可能という発言があったが、提案団体における支障事例では、当該医療機関は破産手続の開始決定がされ、既に閉鎖しているため、返還の見込みは到底なく、相殺による処理もできないことから、市町村において肩代わりが発生するものと聞いている。 ○ 第1次回答では適正な債権管理や国費への影響について言及されているが、上記のとおり相殺項目だけでは解決せず、現に市町村の一般財源の負担が生じていることを踏まえ、持続可能な医療保険制度の構築のために、国費のみならず市町村財源への影響についても考慮し、適正な債権管理を前提に、不納欠損となる部分については償還免除とすることなど、改めて検討いただきたい。

関係府省からの第1次回答	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
・ 災害援護資金 (管理番号352と類似の支障を有する制度等) (内閣府)【法律改正】 【災害援護資金 (内閣府)】 災害援護資金制度は、 ・ <u>給付ではなく、返済を前提とした貸付制度であること</u> ・ <u>税金を原資としている以上、国・地方自治体の債権を保全する必要があること</u> ・ <u>期限どおり返済されている方もいること</u> を踏まえると、<u>免除の要件を緩和することは困難</u>である。 なお、東日本大震災については、<u>地震及び津波並びにこれに伴う原子力発電所事故により、東日本の広範な地域に未曾有の被害がもたらされたことを受け、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法 (平成23年法律第117号) 及び関係政令により、様々な特別の措置がとられ、災害援護貸付金についても、償還期間の延長や特例的な免除を可能とするなどの、特別な措置がとられたものである。</u> 債権管理業務にあたっている被災自治体において、可能な限り円滑な事務処理を進めていただけるよう、債権管理に関するノウハウや他の自治体の取組事例を共有するなど、必要な支援を進めてまいりたい。	<市町村負担の見直しについて> ○ 第1次回答では、期限どおり返済されている方もいることから免除要件の緩和は困難と ことであるが、本件はあくまで市町村負担の見直しを求めており、借受人の間の公平性 について議論しているものではないため、御指摘の点は当たらない。また、国・地方公共団 体の債権保全の必要性を主張されているが、無資力の場合でも10年間経過しないと免除さ れない仕組みとなっており、その間市町村も償還に向けて必要な努力を行った上で、なお 未償還として残る部分を全額市町村負担とすることについて、市町村が危険負担を負わな ければならないのはなぜか。市町村に対する負担として重すぎるのではないか。 ○ 市町村も貸付時の審査事務を通じて責任を負っていること、また、そもそも貸付制度であ り返済を前提とする制度であることから市町村が負担すべきとの見解であるが、都道府県・ 国が原資を負担していること、特に、国においては、災害対策基本法第3条第1項において 「組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務」を有していること、ま た、同条第2項において「災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない」とされて いること、さらに、災害弔慰金法第19条において災害援護資金の貸付けの申請機会確保の ための制度の周知徹底が規定されており、市町村に貸付けを促す立場にあることを踏まえ ると、都道府県・国がリスクを負うべきではないか。 ○ 特に、行方不明者や少額償還者に償還免除の対象を拡大することで、市町村が肩 代わりしなければならない支障の多くは解決可能であることから、これらについて も償還免除の対象に加える必要があるのではないか。 ○ 上記の点について、関係府省と協議の上検討していただきたい。 <東日本大震災の特例の一般の災害への適用拡大について> ○ 東日本大震災に認められる償還猶予及び償還免除の特例(以下「東日本特例」という。) について、被災による生活困窮は災害の規模に関わらず生じるものであり、一般の制度と して他の災害にも適用するべきではないか。特に、償還猶予における東日本特例について は、市町村の立て替え負担がなく都道府県・国への償還がなされる制度となっているため、 通常の場合であっても、東日本特例と同様に市町村の立て替え負担のない制度が可能で はないか。 ○ なお、現行制度でも地方自治法施行令及び債権管理法の規定によって償還免除が可能 であるとのことだが、当該規定に基づく償還免除は、今回のような国費や県費負担による 貸付けの場合には、都道府県・国において、借受人の資力等を踏まえて個別に償還の見 通し等、無資力の要件に該当するか否かを判断する必要があると思われることから、都道 府県及び国での事務負担を考慮すると事実上困難ではないか。

関係府省からの第1次回答

・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における 検査促進枠交付金(管理番号173と類似の支障を有する制度等)

(内閣官房、内閣府、総務省)【要綱改正】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」については、都道府県から国へ提出される検査促進計画に基づき、都道府県が所定の検査無料化の取組を実施する場合に当該交付金により支援するものである。

また、当該交付金については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)における「間接補助金等」に該当し、補助金適正化法第18条第3項において、「各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。」とされているところである。

国としては、引き続き、都道府県に対して、不正が疑われる事業者への調査や不正事業者への債権管理・保全を適切に実施するよう周知するなど、不正受給された交付金の返還に向けて適切に対応してまいりたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

○ 小滝俊之「補助金適正化法解説(全訂新版(増補第2版))」(全国会計職員協会)によれば、「補助事業者等において間接補助金等の回収を図る努力をしているにもかかわらず、間接補助事業者等の事情により回収が遅延するような場合には、これらの事情を考慮して、国においても返還の期限を延長する等の配慮を加えることが必要であろう。」とされ、また「補助事業者等が適切な指導監督の責務を果たしたにもかかわらず、間接補助事業者等の事情によりもはや資金の回収が不能となると認められるような場合には、補助事業者等の自己負担において返還を命ずることは、返還原因が補助事業者等自身の義務違反にある場合に比して酷に失するおそれもあるので、当該返還を免除しうることとするのが適当と考えられる。」とあるところ、補助金適正化法第18条第3項に基づく返還の命令の取消等について言及されているが、当該交付金において、不正事業者への適切な債権管理・保全に尽力した上で、資力不足等により事業者からの返還が見込めない場合には、同項の「やむを得ない事情があると認めるとき」に該当し得るものと理解してほしいか。

○ 合わせて、当該交付金について、具体的にどういった事例において、補助金適正化法に基づく免除等が認められるのかお示しいただきたい。

○ 個別具体的に判断がなされるため、具体的事例を示すのが困難ということであれば、一般論的に「こうした場合は認められる可能性がある」といった示し方について検討いただきたい。

○ 引き続き都道府県に対する周知を行うとのことであるが、地方公共団体が取れる措置を尽くした上でも返還が得られない場合もあるところ、地方公共団体に当該場合の危険負担・返還責任を強いることのないよう検討をいただきたい。

・食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業を国の直接補助事業とする見直し(管理番号351)

(農林水産省)【要綱改正】

本事業の活用により、農林水産物・食品の輸出が拡大することで、地方税収や地域雇用、関連する農林漁業者所得の向上につながるなど、本事業による効果は施設整備等を実際に行う補助対象者だけでなく地域全体にも裨益するものと考えております。

この効果を最大限に発揮し、効果的に事業執行を行っていく観点から、都道府県を補助事業者として、管内の間接補助事業者が作成した各事業実施計画に対する配点や自治体等による追加助成等を内容とする都道府県計画を作成することとするなど、都道府県が地域の実情を勘案しながら主体的に事業を推進する仕組みとされているところです。

また、事業の実施に関する事務及び指導・監督等に必要となる事務費を定額で自治体に交付するなど、自治体による事務負担の軽減にも配慮を行っているところです。

多くの都道府県が、農林水産物・食品の輸出の目標を掲げて、市町村、地域の農業者団体や商工会議所、商工会等関係機関と連携をとりながら、輸出の拡大、さらには輸出を契機とした地域創生等に取り組んでいる実態を踏まえると、今後とも上記のとおり、都道府県を補助事業者として設定し、都道府県の実情や都道府県の施策と連携しながら効率的に事業執行を行っていくことが効果的と考えており、本事業を自治体が全く関与できない国直轄の直接補助事業に見直すことは適当でないと考えています。

また、補助金等適正化法第18条第3項の規定の適用に関して、返還期限の延長や返還命令の取消し等についてどのような場合に適用されるのかについては、個別具体的な事例に即して判断せざるを得ないものであることから、返還期限の延長や返還命令の取消し等について適用基準を詳らかにすることは出来かねます。

○「都道府県を補助事業者として設定し、都道府県の実情や都道府県の施策と連携しながら効率的に事業執行を行っていくことが効果的と考えており、本事業を自治体が全く関与できない国直轄の直接補助事業に見直すことは適当でない」としているが、採択事業者の決定は、国が定める採択基準や配分基準に沿って行われ、また、14項目からなる配分基準のうち、都道府県の実情を加味するものが、「都道府県ポイント（地域の振興作物・産品など地域の実情を踏まえた取組となっているか）」の1項目であるなど、都道府県が、地域の実情を勘案しながら主体的に事業を推進する仕組みとなっていないのではないかと。また、本事業と連携した独自施策を講ずる都道府県はどの程度あるのか、明らかにされたい。

○ 補助金適正化法に基づく返還期限の延長・返還免除については、小滝俊之「補助金適正化法解説（全訂新版（増補第2版））」（全国会計職員協会）によると、前者については、「補助事業者等において間接補助金等の回収を図る努力をしているにもかかわらず、間接補助事業者等の事情により回収が遅延するような場合には、これらの事情を考慮して、国においても返還の期限を延長する等の配慮を加えることが必要であろう。」とされ、後者については、「補助事業者等が適切な指導監督の責務を果たしたにもかかわらず、間接補助事業者等の事情によりもはや資金の回収が不能となると認められるような場合には、補助事業者等の自己負担において返還を命ずることは、返還原因が補助事業者等自身の義務違反にある場合に比して酷に失するおそれもあるので、当該返還を免除しうることにするのが適当と考えられる。」とされているが、本事業の運用が当該解釈に沿ったものか否かを明らかにされたい。

また、「個別具体的な事例に即して判断せざるを得ない」としても、①上記のような基本的な考え方や②返還期限の延長・返還免除に関する相談や申請のあった事例のうち、当該措置が認められたもの、認められなかったものの概要を提供するなど、都道府県による予見可能性を高めるための方策を講じるべきではないか。

【重点5】 資格付与者の見直し

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格については、一元的に実施する方が効率的なため、資格付与に関する事務を国へ移管するなど、見直しを行う。

デジタル化

関係府省からの第1次回答	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
(※下記の各提案の回答に対し、共通の再検討の視点を右記)	○ 国家資格については、国が責任をもって試験事務や資格の登録等を全国的に統一する制度整備を行うべきではないか。その上で、当該資格に関する必要な情報を地方公共団体が活用して、地域における事務を円滑・適切に行うことのできる仕組みを構築すべきではないか。 ○ 国家資格等情報連携・活用システムを活用することで、身近な窓口で手続きができなくなることによる住民の利便性の低下を回避することが出来るのではないか。 ○ 外部団体等への事務委任が行われていない資格について、委任が可能となる規定を設けることで、実質的に都道府県に事務が発生しない仕組みにすることが出来るのではないか。
・ 都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し (管理番号277) (警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)【法律改正】 行政書士試験の施行に関する事務を総務大臣が行うこととするについては、これまでの制度経緯や、提案団体以外の都道府県をはじめとする関係者の意見等を踏まえ、議論すべきと考えるが、都道府県における事務負担の軽減に関しては、以下のように考えるところである。 ア. 資格付与者を国に転換することについて 各都道府県知事が実施する試験事務については、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センター（以下、「研究センター」という。）に事務を委託されており、研究センターでは、試験の公示や受験申し込みの受付、試験問題の作成、合格証の交付等の試験事務の大半を担っている。（次頁へ）	○ 合格の決定のみ委任できない仕組みについては、他の国家資格の例を踏まえ、都道府県の負担軽減に資するよう、合格の決定を含む全ての試験事務の委任を可能にするべきではないか。行政書士法第4条第1項から「総務省令で定めるものを除く」の文言を削除する法改正を行うなど、具体的な方策を第2次回答でお示しいただきたい。

関係府省からの第1次回答	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
都道府県は、研究センターの事業計画や収支予算案に対する意見等、委任事務の監督等に係る事務のほか、試験事務の実施に関し、「①合格の決定」、「②合格者の公報への掲載」、「③合格証への都道府県知事印の押印及び合格証の郵送」の事務を行っている。 「<u>①合格の決定</u>」については、行政書士法第4条第1項及び行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第2条において研究センターに行わせることができないと規定されている。<u>当該事務の中心は、試験問題のレベルを判断し合格基準を設定することにあるが、これを試験問題の作成者である研究センターではなく都道府県知事において行うこととしているのは、試験問題のレベルを客観的に判断できる者により行うことが試験の信頼性が向上することと考えられたことや、試験の実施主体として実績があるとともに、行政書士が作成する書類の多くを受ける官公署である都道府県において行うことが適当と考えられたことによる。</u>一方、試験科目ごとの年度間の難度の評価に関する事項については、研究センターが委嘱する学識経験者で構成する「試験結果難易度評価委員会」において専門的知見をもって審議されているところであり、当該評価の結果を参考に都道府県知事において合否決定が行われることが、「<u>形式的に追認する形</u>」となっている実情があることがご提案の趣旨と受け止めているところである。この点、他の国家試験における取扱い等も踏まえて、検討すべきものであると考えている。 「②合格者の公報への掲載」については、国の法令で義務づけているものではなく、各都道府県の規則等で定めている事務であり、各都道府県においてその必要性等に関してご議論いただきたいと考えている。 「③合格証への大量の押印及び合格証の郵送」については、現状、都道府県の事務負担を軽減する観点から、都道府県と指定試験機関との間の協議が調った場合には、研究センターにおいて合格証に電子的に知事印の印影を刷り込み、都道府県を介さず、直接合格者に発送する取扱いを可能としており、令和7年度試験においては、8都府県がこの取扱により事務を処理する予定と伺っている。このような運用が可能であることについて、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センターとも連携しながら、未実施の都道府県に周知してまいりたい。 イ. 国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請について 行政書士の登録については、行政書士法第6条第3項に基づき、都道府県ではなく日本行政書士連合会が行政書士名簿への登録の事務を行うこととされており、氏名等登録事項に変更があった場合においても、同法第6条の4に基づき、所属する行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に変更の登録を申請することとされており、現状、都道府県における大きな事務負担は生じていないと考えている。 なお、行政書士試験の合格者の氏名や住所が変更となった場合や、合格証を紛失した場合等においては、各都道府県の規則等に基づき、「行政書士試験合格証明書」等の名称で事実証明の書類の発行が行われているものと承知しているが、当該事務は法令により行う事務ではないことから、各都道府県においてその必要性等に関してご議論いただきたいと考えている。	(前頁)

関係府省からの第1次回答

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

<調理師>

栄養士については免許の付与等について、また、調理師については試験の実施及び免許の付与等については、都道府県知事が行うこととされている。これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下や、国の事務の大幅な増加による効率性の低下といった懸念が想定される。具体的には、栄養士免許及び調理師免許の令和5年度の交付数はそれぞれ16,344件、23,790件となっている。

さらに、調理師試験については、厚生労働大臣の定める基準により全都道府県において実施されているところ、一部の都道府県においては、独自に試験を作成・実施している状況にあり、令和5年度の試験では19,783人が受験している。このため、迅速な対応が必要となる交付事務や受験手続き等に支障を来すことが予想される。

このように、免許付与や試験の実施等の当該事務を厚生労働大臣が行うこととなった場合、前述のような支障が生じるおそれがあり、当該提案については実現すべきではないと考える。

<全国通訳案内士>

昭和24年に通訳案内士法の前身である通訳案内業法が策定された際、登録手続き（当時、免許手続き）を都道府県事務とした趣旨は、通訳案内業者の指導取締りの便宜を考慮するためである。今日においても、通訳案内士法第31条に定める禁止行為について、違反行為発生時には、都道府県警の関係機関等と迅速に連携する必要性があることを踏まえ、通訳案内士制度の実効的な制度運用を支えるべく、資格登録手続きを都道府県事務とするのが適切と考えている。全国通訳案内士の資格登録手続きに係る都道府県事務の負担軽減は重要であると考えており、このため、平成30年には、各都道府県からのご提案を踏まえ、資格登録手続き時に提出を求めている書類（健康診断書及び履歴書）の簡素化を実施し、都道府県の負担軽減に努めている。さらに、令和4年より、「国家資格等情報連携・活用システム」において全国通訳案内士の資格登録手続きを可能とするため、それに必要な自動採番（登録番号の付与）や住所移転時の登録情報の引継ぎの機能が具備されるよう、観光庁からデジタル庁に働きかけるなど調整を進めている。引き続き、都道府県等の要望も鑑みながら、都道府県事務の負担軽減に取り組んでいく。

○ 資格登録に係る事務は都道府県において共通の運用がされており、試験事務においても多数の都県は指定試験機関に委任しているため、共通の運用がされている実態がある。このような実態を踏まえ、現在、都道府県が行っている事務を国や外部団体等が実施することの影響について、都道府県への聞き取りを行うとともに、国家資格等情報連携・活用システムを活用することによる事務負担軽減の効果も踏まえた検証を行い、その結果を第2次回答で示していただきたい。

また、専門調理師が調理師の上位資格であることを理由に資格付与者を区別していることについては、合理性を欠くと考えられるのではないかと考える。

○ 全国通訳案内士に対する指導取締りについては、資格登録事務を国や外部団体等が行うこととし、資格保有者に関する情報を国から都道府県に共有することで、引き続き都道府県による指導取締りの実効性を確保できるのではないかと考える。

○ 都道府県が資格登録事務を行わずとも、地域のニーズに合った全国通訳案内士の育成や活躍の場を確保する取組は可能なため、国や外部団体等が資格登録事務を実施することについて検討いただきたい。

○ 現在、都道府県が行っている事務を国や外部団体等が実施することの影響について、都道府県への聞き取りを行うとともに、国家資格等情報連携・活用システムを活用することによる事務負担軽減の効果も踏まえた検証を行い、その結果を第2次回答で示していただきたい。

・行政書士法に基づく行政書士試験の施行に関する事務は都道府県知事ではなく総務大臣が行うこと
とすること

(デジタル庁、総務省)【法律改正】

(管理番号218)

行政書士試験の施行に関する事務を総務大臣が行うこととすることについては、これまでの制度経緯や、提案団体以外の都道府県をはじめとする関係者の意見等を踏まえ、議論すべきと考えるが、都道府県における事務負担の軽減に関しては、以下のように考えるところである。

現在、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センター（以下、「研究センター」という。）は、試験の公示や受験申し込みの受付、試験問題の作成、合格証の交付等の試験事務の大半を担っている。都道府県は、研究センターの事業計画や収支予算案に対する意見等、委任事務の監督等に係る事務のほか、試験事務の実施に関し、「①合格の決定」、「②合格者の公報への掲載」、「③合格証への都道府県知事印の押印及び合格証の郵送」の事務を行っている。

「①合格の決定」については、行政書士法第4条第1項及び行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第2条において研究センターに行わせることができないと規定されている。当該事務の中心は、試験問題のレベルを判断し合格基準を設定することにあるが、これを試験問題の作成者である研究センターではなく都道府県知事において行うこととしているのは、試験問題のレベルを客観的に判断できる者により行うことが試験の信頼性が向上すると考えられたことや、試験の実施主体として実績があるとともに、行政書士が作成する書類の多くを受ける官公署である都道府県において行うことが適当と考えられたことによる。一方、試験科目ごとの年度間の難度の評価に関する事項については、研究センターが委嘱する学識経験者で構成する「試験結果難易度評価委員会」において専門的知見をもって審議されているところであり、当該評価の結果を参考に都道府県知事において合否決定が行われることが、「形式的に追認する形」となっている実情があることがご提案の趣旨と受け止めているところである。この点、他の国家試験における取扱い等も踏まえて、検討すべきものであると考えている。

「②合格者の公報への掲載」については、国の法令で義務づけているものではなく、各都道府県の規則等で定めている事務であり、各都道府県においてその必要性等に関してご議論いただきたいと考えている。

「③行政書士試験合格証への大量の押印及び行政書士試験合格者証の郵送」については、現状、都道府県の事務負担を軽減する観点から、都道府県と指定試験機関との間の協議が調った場合には、研究センターにおいて合格証に電子的に知事印の印影を刷り込み、都道府県を介さず、直接合格者に発送する取扱いを可能としており、令和7年度試験においては、8都府県がこの取扱いにより事務を処理する予定と伺っている。このような運用が可能であることについて、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センターとも連携しながら、未実施の都道府県に周知してまいりたい。

○ 合格の決定のみ委任できない仕組みについては、合格の決定を含む全ての試験事務を委任できる他の国家資格の例を踏まえ、都道府県の負担軽減に資するよう、委任を可能にするべきではないか。行政書士法第4条第1項から「総務省令で定めるものを除く」の文言を削除する法改正を行うなど、具体的な方策を第2次回答でお示しいただきたい。

【重点6】 各種証明書の電子交付

住民票、戸籍証明書、印鑑登録証明書、納税証明書、課税証明書等の各種証明書について、電子的な交付を可能とする仕組みを構築することを求める。

デジタル化

関係府省からの第1次回答 ※フォローアップ案件はこれまでの措置（検討）状況等を記載	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
(※下記の提案(管理番号38、95、337)の回答に対し、共通の再検討の視点を右記)	○ 戸籍証明書の電子的な交付について、規制改革実施計画（R6.6）において「戸籍証明書等の電子交付を、平成6年の戸籍法改正から令和2年9月にかけて行われた全国の市区町村における戸籍事務のコンピュータ化に伴い順次テキストデータ化されている戸籍情報及び各市区町村のコンピュータ化以前の戸籍のうちイメージデータ化されている約1.1億件の戸籍情報を対象に全国で実現することを目指し、具体的検討に着手し、結論を得次第、市区町村と連携して、情報システムの見直しなど所要の措置を講ずる。」と記述されているところ、市町村に委ねるのではなく国においてデジタル基盤を整備する必要があるのではないか。例えば、デジタル庁によるVCの活用に係る有識者会議において検討する等の取組を行うべきではないか。
・ 戸籍証明書、納税証明書及び所得課税証明書についてマイナポータルを活用した電子的な交付を可能とすること(管理番号38) (デジタル庁、総務省、法務省)【システム構築】 【デジタル庁、総務省】 地方税法第20条の10に基づく納税証明書や、地方団体が条例・規則等に基づき定める課税証明書等の電子的な交付については、提案者もご認識のとおり、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項及び第16条第1項の規定に基づき、各地方団体の判断により、既に電子的な交付が可能であるところ。なお、eLTAXを経由した納税証明書の電子的な交付については、「令和6年度地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ」において、納税通知書等の電子的送付の実現後、早期に納税証明書のデジタル化を実現すべきとされたことから、マイナポータルの活用も含め、実現に向けた具体的な検討を開始したところである。 【法務省】 戸籍証明書のオンライン交付は既に制度上、許容されている（戸籍法施行規則第79条の5）ことから、御要望の点については既に市区町村の判断で実施することが可能である。	○ 納税証明書の電子的な交付について、具体的な検討を開始されたとのことだが、実現に向けて前向きに検討いただきたい。 ○ 課税証明書の電子的な交付について、納税証明書と合わせて検討する余地はないか。 ○ 各証明書について、デジタル庁と連携いただき統一的なシステム構築の余地はないか。

・住民票の写し等の交付のオンライン化を可能とすること(管理番号95)
(デジタル庁、総務省、法務省)【法律改正、システム構築】

戸籍証明書のオンライン交付は既に制度上、許容されている（戸籍法施行規則第79条の5）ことから、御要望の点については既に市区町村の判断で実施することが可能である。住民票の写し等のオンライン交付を可能とすることについては、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）において、「他の公的機関が発行する証明書のオンライン交付の状況を踏まえつつ、セキュリティ等の技術的な課題や費用対効果等を整理しながら検討し、令和7年中に結論を得る」とされたことを踏まえ、「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」において検討を行っているところであり、当該ワーキンググループの検討を踏まえ、令和7年中に結論を得る。

- 各証明書について、デジタル庁と連携いただき統一的なシステム構築の余地はないか。
- 印鑑登録証明書及び税証明を電子証明書としてオンライン交付すること並びに各証明書のオンライン交付へのブロックチェーン活用につき、第1次回答では言及がなかったため、これらの点についても検討いただきたい。
- 住民票の写しについてはデジタル庁の有識者会議にて検討されとのことだが、今後のスケジュールを示していただきたい。

・住民票の写しや戸籍謄本等の証明書に係る請求から保管までをデジタル完結するプラットフォームの構築(管理番号337)
(デジタル庁、総務省、法務省)【法律改正、システム構築】

戸籍証明書等の発行手数料は、市区町村の歳入とされており、電子交付であっても同様であることから、証明書の発行に当たり必要となるシステムについては、市区町村の責任と費用負担において準備すべきものである。また、戸籍証明書のオンライン申請については、既に400近い市区町村において導入されているところ、そのほとんどが民間事業者のサービスを利用して実現されていることから、国がプラットフォームを準備することは民業圧迫になるため、この点からも消極に考える。住民票の写し等のオンライン交付を可能とすることについては、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）において、「他の公的機関が発行する証明書のオンライン交付の状況を踏まえつつ、セキュリティ等の技術的な課題や費用対効果等を整理しながら検討し、令和7年中に結論を得る」とされたことを踏まえ、「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」において検討を行っているところであり、当該ワーキンググループの検討を踏まえ、令和7年中に結論を得る。

- 各証明書について、デジタル庁と連携いただき統一的なシステム構築の余地はないか。
- 住民票の写しについてはデジタル庁の有識者会議にて検討されとのことだが、今後のスケジュールを示していただきたい。

関係府省からの第1次回答
※フォローアップ案件はこれまでの措置（検討）状況等を記載

提案募集検討専門部会からの
主な再検討の視点

・住民票の写し等の各種証明書の電子的な交付を可能とすること（管理番号R6-51）

【これまでの措置（検討）状況】（デジタル庁、総務省）【法律改正、システム構築】

「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」において検討を行ったところであり、「紙媒体で交付されている住民票の写しを、そのままPDF化して電子交付することは、個人情報保護に関するリスクが大きいと考えられる。」一方で、今後、マイナンバーカードのスマートフォン搭載で利用される「mdoc」やワクチン接種証明書で使われたVC（Verifiable Credential）等の技術やその利用が進展することが見込まれる。このような状況を踏まえ、本人の情報を相手方に電子的に送信する最新技術に関して、住民票の写しの情報についても活用可能か、デジタル庁における議論も踏まえ、引き続き検討を行うことが必要である。その際には、前述した、なりすましや不要な情報が相手方に渡るリスクを最小化できるかといった観点のほか、費用対効果や官民におけるユースケースに合致するかという点を踏まえて、現場の実態に即した検討を行うべきである。」とされた。

【今後の予定】

デジタル庁によるVerifiable Credential (VC/VDC) の活用に係る有識者会議における検討等を踏まえ、引き続き検討する。

○ 住民票の写しについてはデジタル庁の有識者会議にて検討されとのことだが、今後のスケジュールを示していただきたい。

【重点7】マイナンバー制度等における情報連携の活用によって申告書の提出等を不要とする見直し

マイナンバー制度等における情報連携の活用によって、申請書・申告書の提出を不要とすること及び記載事項の省略等を求める。

デジタル化

関係府省からの第1次回答	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
・ 公営住宅の家賃決定に係る収入申告書提出の省略 (管理番号5) (デジタル庁、総務省、厚生労働省、国土交通省)【法律改正】 公営住宅法第16条第1項において、家賃の決定を入居者からの収入申告に基づくこととしている趣旨は、<u>低廉な家賃で公営住宅に居住することは公的給付を受けるところと同視できるところ、当該給付を受けるためには給付を受けようとする者が申告することが原則である</u>ためである。このため、<u>入居者からの何らの申告なく低廉な家賃を設定することは困難である</u>が、現行制度上でも、収入の申告に係る書面の内容の簡素化により、行政側の事務負担軽減や住民の利便性の向上を図ることは可能であると考ええる。例えば、入居者に具体的な金額の記載を求めるのではなく、「所得証明書等に記載の所得金額のとおり」や「収入なし」といった簡易な選択肢による申告を求め、申告を受理した事業主体がマイナンバー等を活用することにより家賃算定に必要な情報を取得し、家賃を決定する方法も考えられる。なお、公営住宅法第16条第5項は家賃の減免ができる旨を規定しているのみであり、公営住宅法令上減額免除申請書の提出を求めているため、各事業主体の裁量により申請書の提出によらない方法とすることも考えられる。	○ 「低廉な家賃で公営住宅に居住することは公的給付を受けるところと同視できるところ、当該給付を受けるためには給付を受けようとする者が申告することが原則である」との回答だが、申請主義の原則は入居を希望することで充足されており、家賃の決定に際して必要な情報を徴収する局面についてまで当該原則を及ぼすことは、解釈として本当に正しいのか。 ○ 低額所得者向けという公営住宅の性質上、その入居希望の意思表示には、低廉な家賃で居住する、いわゆる公的給付を受けようとする趣旨が当然に含まれていると考えるべきであり収入申告について重ねて公的給付を受けるためのものと捉える必要はないのではないのか。 ○ 入居決定時に提出する収入申告書は入居を希望する際の必要資料であるとともに、当初の家賃決定の際の必要書類と整理をし、入居の希望は申請主義の原則から収入申告書の提出が必要であるが、家賃決定のための書類としてはマイナンバー連携による省略を可能にすることはできないか。 ○ 入居申込時に、「特段の反対がない限り、毎年、収入申告があったものとみなすこととする」といった包括的な同意を得ることで、以降の毎年の収入申告書の提出に代替する余地はないか。 ○ 第1次ヒアリングにて個別案件の言及があった減額免除申請書の提出について、事業主体内の情報連携により減額免除対象者と判断できた場合、職権にて認定することは可能であるか。 ○ 以上の点を踏まえて、提案実現に向けて検討いただきたい。

・不動産登記事務に係る戸籍証明等の公用請求への戸籍情報連携システムの活用(管理番号196)

(法務省)【法律改正】

戸籍情報連携システムは、戸籍事務のために用いるシステムであることから、市区町村並びに法務局及び地方法務局（以下、「法務局」という。）の戸籍担当部署等の職員のみ利用者を限定している。

また、現状、長期相続登記等未了土地解消事業では、登記官の権限において被相続人等の本籍地市区町村に戸籍証明書等の公用請求を行っていることから、当該請求に係る処理は、1,892の市区町村に分散して行われることとなる。仮に、これを戸籍情報連携システムにおいて副本情報の参照を行って確認することとした場合、制度設計次第では、例えば、50箇所の法務局に照会が集約されかねず、また、戸籍証明書等の検索に係るノウハウや人員もない中での対応となれば、確認までに要する時間が増加することにもなりかねない。

さらに、市区町村での戸籍情報連携システムへの負荷の程度・状況にも配慮する必要がある。

以上からすれば、本籍地市区町村への戸籍証明書等の公用請求により相続人調査を行うことには、現状、相応の合理性があると考えられる。

したがって、御提案の仕組みを導入することについては法務局における処理体制の実情を踏まえつつ、法務局への事務の集約による公共事業等の円滑な実施への影響と市区町村の事務負担の軽減とのバランスをとることができる現実的な仕組みを検討することが必要となると考えている。

○ 第1次回答では、「法務局における処理体制の実情」が強調されているが、長期相続登記等未了土地解消事業の現状そのものが、市町村の多大な負担によって支えられている。今後、地方で人材不足が深刻化することも踏まえ、国・地方を合わせた社会的なトータルコストを軽減させるべく、法務局登記部門から法務局戸籍課に対する公用請求の実現を積極的に検討すべきではないか。

○ 仮に、現状の処理体制での対応が困難であっても、例えば、法務局の登記官のうち、戸籍業務の経験者を戸籍課併任とするなど実現のための工夫を考えるべきではないか。

○ 戸籍情報連携システムの都道府県への利用拡大について、「令和8年度中に法制上の措置を講ずる」こととされているが、可能な限り、同時に措置すべきではないか。

関係府省からの第1次回答	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
・ 介護給付等に係る負担上限月額を職権で決定可能とすること (管理番号164) (厚生労働省)【要領改正】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第7条第3項において、「支給決定障害者等（法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）は毎年、前項第1号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。<u>ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略させることができる。</u>」と規定されており、<u>現行制度において、市町村が他の公募等により確認ができる場合は、申請書類の提出を省略させることが可能である。</u> また、「<u>介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）</u>」や「<u>障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き</u>」においても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第7条第3項ただし書の規定により、<u>申請書類の提出の省略が可能な場合にまで申請書類の提出を求めるものではないが、その趣旨が明確になるよう、記載内容について検討してまいりたい。</u>	○ 申請書本体についても、省略することは可能であるとの理解でよい。仮に申請書本体が省略できないならば、申請書本体についても省略を可能とすべきではないか。 ○ 要領や手引き等において、申請書類の提出省略が可能である旨を、明確化していただくとともに、地方自治体に対し、広く周知いただきたい。
・ 特別児童扶養手当等の所得額の記載を不要とすること (管理番号143) (厚生労働省)【省令改正】 特別児童扶養手当等の所得状況届や認定請求書の<u>所得額の記載を不要とする場合の課題や問題の有無等について、各自治体の見解等を調査し、その結果を踏まえて検討してまいりたい。</u>	○ 地方自治体への調査や管理番号182との整合性を踏まえ、地方自治体の負担軽減に資するよう検討いただきたい。 ○ 今後のスケジュールをお示しいただきたい。
・ 児童扶養手当の様式に個人番号を記載した場合は所得額の記載を不要とすること (管理番号182) (こども家庭庁)【省令改正】 「児童扶養手当認定請求書」（児童扶養手当法施行規則様式第一号）及び「児童扶養手当現況届出」（児童扶養手当法施行規則様式第六号）は、児童扶養手当法施行令第3条及び第4条による所得額を受給者が記載する様式となっており、その証明として、市町村長の証明書を添付するよう求めているが、情報連携が可能な場合には、添付の省略可能な書類としている。そのため、<u>情報連携により所得額が十分に確認できる場合には、「児童扶養手当認定請求書」及び「児童扶養手当現況届出」において、受給者本人による所得額の記載は必ずしも必要ないとする。</u>（ただし、情報連携のみでは確認できない事項が含まれるため、必要に応じて添付書類を求め確認を行う必要がある場合もある。） <u>したがって、現行制度においても、所得額の記載を不要とする取扱いは可能であるが、その旨を明示化するなどの対応を検討していく。</u>	○ 所得額の記載を不要とする取扱いが可能であることについて、速やかに明確化し、地方自治体に対し周知していただきたい。

【重点8】 個人の住所に係る告示等の見直し

個人情報保護等の観点から、個人の住所の告示等について、見直しを求める。

関係府省からの第1次回答	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
・ 外部監査人等に係る告示事項の見直し (管理番号181) (総務省)【法律改正】 外部監査人等の住所を告示する必要性、個人情報の適正な取扱いの要請及び他のみなし公務員の規律を踏まえて、<u>外部監査人等の住所告示の在り方について検討してまいりたいと考えております。</u>	○ 監査の責任の所在、また、みなし公務員として罰則を課される対象等を明確にするために、個人の特定が必要とすることだが、特別職の公務員である監査委員や他のみなし公務員の住所は告示されないにもかかわらず、外部監査人等については、告示によって一般に周知する必要があるのかは疑問であり、個人情報保護の観点から見直すべきではないか。 ○ 告示によって、個人を特定する必要があるとしても、 ①特定は「個人の住所」による必要があるのか。例えば有資格者についてはその登録番号、所属先がある場合には、所属先の住所等の選択肢も考慮すべきではないか。 ②「個人の住所」による特定が必要だとしても、公職選挙法における投票管理者等の住所告示や商業登記制度における代表取締役等住所非表示措置のように、必要に応じ、「市区町村までの住所情報」の公表にとどめることも考えるべきではないか。 ○ 令和8年通常国会での法改正を視野に入れて検討いただきたい。
・ 土地区画整理法第29条第2項に基づく公告において住所の告示を不要とすること (管理番号43) (国土交通省)【法律改正】 提案内容を踏まえ、個人情報保護の観点と土地区画整理法第29条の制度趣旨を考慮した上で、<u>その実現可否について検討すること</u>としたい。	○ 法人登記に代わる本公告について、商業登記における代表取締役等住所非表示措置等を参考に、公告する住所を市区町村までとできるようにするなど、個人情報保護に配慮した見直しを検討いただきたい。 ○ 令和8年通常国会での法改正を視野に入れて、可能な限り速やかに検討いただきたい。

関係府省からの第1次回答

・ 当選人決定の告示並びに収支報告書における候補者及び出納責任者に係る住所の記載の変更

(管理番号336)

(総務省)【法律改正】

対応不可。

当選人の告示において、住所を告示することは、公職選挙法で規定されたものであり、当該規定の改正には各党各会派における議論が必要である。
このことから、本件提案に対応することは困難である。

また、選挙運動費用収支報告書は、その候補者の選挙運動に関し、いかなる収入支出があったかを公表する趣旨のものであり、その公開の範囲については、候補者の選挙運動のあり方も踏まえ、各党各会派における議論も要する事柄である。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- 候補者の立候補届出に係る告示については、総務省通知※により、「プライバシーの観点などから立候補に支障を来すおそれがあるとの指摘」を踏まえ、住所を「市区町村まで」とする等の取扱いが示されている。立候補段階と当選段階では告示事項が法定されているか否かといった制度的違いはあれども、個人情報保護の必要性は共通する課題であり、当選人の住所告示の扱いについて、各党各会派に働きかけを行うなど、政府として何らかの対応を行うべきではないか。
- ※「候補者の立候補の届出があった旨の告示事項等について」（令和2年総行管第205号総務省自治行政局選挙部長通知）
- 当選人の特定のために住所を告示しているのであれば、生年月日、所属政党（会派）等によって代替することも検討すべきではないか。
- 仮に、住所の全部の告示が必要であるとしても、官報（正本）のウェブサイトでの公開は、「プライバシーの確保に配慮が必要な記事」については、「90日間に限り公開」することや、記事を画像化してテキスト抽出やテキスト検索を困難にすることなどの対応が執られていることを踏まえ、地方公共団体がHP上で当選人の告示をする場合には、公開期間に配慮する等、一定の技術的助言を行うことを検討できないか。
- 選挙運動費用収支報告書の様式は、省令に委任されており、「各党各会派における議論」の要否にかかわらず、政府として責任をもって検討すべきではないか。
- 「選挙運動に関し、いかなる収入支出があったかを公表する」との制度趣旨に照らして、公職の候補者及び出納責任者の住所の全部の記載を必須とする理由を明らかにされたい。
- 上記の総務省通知と同様に、住所を市区町村までとすることはできないか。

関係府省からの第1次回答

・認可地縁団体の代表者・土地区画整理審議会委員選挙の当選人の住所告示（公告）の見直し（管理番号406）

（総務省、国土交通省）【政令改正】

【総務省】

個人情報保護等の観点等を踏まえて、登記事項証明書等における代表者等の住所非表示措置を講じている他の制度等を参考に、認可地縁団体の代表者等の住所の告示の見直しについて検討する。

【国土交通省】

提案内容を踏まえ、個人情報保護の観点と土地区画整理法施行令第35条第5項の制度趣旨を考慮した上で、その実現可否について検討することとしたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

【認可地縁団体の代表者】

○ 法人登記に代わる本告示について、商業登記における代表取締役等住所非表示措置等を参考に、告示する住所を市区町村までとできるようにするなど、個人情報保護に配慮した見直しを検討いただきたい。

○ 現に住所の告示が行われ、個人情報保護の観点から懸念が生じていることを踏まえ、可能な限り速やかに検討いただきたい。

【土地区画整理審議会委員選挙の当選人】

○ 国政選挙等においては、総務省通知※により、「プライバシーの観点などから立候補に支障を来すおそれがあるとの指摘」を踏まえ、住所を「市区町村まで」とする等の取扱いが示されていることなどを踏まえ、個人情報保護に配慮した見直しを検討いただきたい。

※「候補者の立候補の届出があった旨の告示事項等について」（令和2年総行管第205号総務省自治行政局選挙部長通知）

○ 現に住所の公告が行われ、個人情報保護の観点から懸念が生じていることを踏まえ、可能な限り速やかに検討いただきたい。

【重点9】 土地開発公社等の解散に伴う清算手続における公告回数の見直し

土地開発公社等※¹の解散に伴う清算手続における債権者への債権の申出の催告に係る公告回数(少なくとも3回※²)について、インターネット版官報の普及を踏まえ、公告回数を見直しを求める。

※1 地方道路公社、地方住宅供給公社、港務局、広域臨海環境整備センター、地方独立行政法人。

※2 株式会社・NPO法人等の公告回数は1回。

関係府省からの第1次回答	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
・ 土地開発公社等の解散に伴う清算手続における公告回数の見直し(管理番号127) (総務省、国土交通省、環境省) 【法律改正】 土地開発公社の解散にあたり必要な清算人による債権者に対する債権申出の催告に関する公告回数については、<u>インターネット版官報の普及等により既に会社法等の制度においては回数を1回とすることが認められていることも踏まえ、今後、支障事例の把握や他制度との比較を行いつつ検討する。</u>地方道路公社、地方住宅供給公社、港務局、広域臨海環境整備センター、地方独立行政法人についても他制度との比較等を行い、対応について検討する。	○ 土地開発公社等の解散公告について、現行では3回以上必要であるが、 ・ 官報の電子化や株式会社・NPO法人等の見直しの先例に加え、 ・ 公社等については、設立団体の監督下で、債権債務が適切に管理されていれば、知れたる債権者への個別催告によって、全債権者を網羅できる場合も多いと考えられる。 このため、公告回数を1回に見直しても特段の支障はないと考えられることから、実現に向けて前向きに検討いただきたい。 ○ 令和8年通常国会での法改正を視野に入れて検討いただきたい。

【重点10】 租税特別措置に関する市町村事務の見直し

租税特別措置法の特例措置に関する市町村事務の廃止や提出書類の見直し等を求める。

デジタル化

関係府省からの第1次回答

・被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化(管理番号52)

(財務省、国土交通省)【省令改正】

被相続人居住用家屋等の確認事務については、

- ①空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて空家等の実態調査を行っている市区町村における空家等の確認事務とほぼ同様のものであること
- ②相続人が提出した書面等による外形的な確認であり、真偽についての証明を求めるものではないこと

等の理由から、空き家の所在する市区町村において対応することが適切であり、市区町村に過度な事務負担を強いるものではないと判断し、市区町村における対応としているところである。

なお、市区町村の確認事務の軽減の観点では、電気、水道又はガスの使用中止日を確認できる書類として、支払証明書、料金請求書、領収書等を挙げていることや、老人ホーム等に入所していたことを証する書類について、利用料金の領収書や入所していた施設の記録等を認めるなど、状況に応じて代替書類等の提出を認めているところである。

・空き家の発生を抑制するための譲渡所得税の特例措置における提出書類の見直し(管理番号328)

(財務省、国土交通省)【省令改正】

確認書の交付のために必要な提出書類については、税制措置を受けるための公的な書類として、偽造等不正の手段によることがないよう、原則として原本の提出を求めているところであるが、確認書を交付する市区町村において、確認事務を行うに当たって支障がないと判断し、各市区町村の文書の取扱いルール等に照らしても支障ないと判断できるようであれば、添付書類のコピーやスキャンデータによる提出も否定されるものではない。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- 第1次ヒアリングにおいて、「空家等の実態調査と本確認事務とで実施する内容は確かに異なるものの、政策の方向性が同様であるため市町村が実施することが適当」との回答であったが、本確認事務は形式的な書類のチェックであるにとどまり、かつ、税制特例の適否に関わるものであるところ、市町村が行うべきである理由にはならないものと思料する。また、本確認事務について、第1次ヒアリングにおいては「税務署において空き家であることを確認することは困難」との主張であったが、第1次回答においては「外形的な確認であり、真偽についての証明を求めるものではない」と説明されており、所管税務署ではなく市区町村が実施する必要性が不明瞭である。実際に、本確認事務において、市町村の確認を受けた後に税務署にて不認可となった事例も確認されている。

そのため、最終判断者である税務署で確認するのが合理的と考えるが、このことに対しての見解如何。

- なお、市町村において実施している、空き家の発生を抑制するための特例措置に係る被相続人居住用家屋等の確認事務（以下「本確認事務」という。）は、法律又は政令の明確な根拠なく省令で実施を課されているものであり、地方自治法で規定する法定受託事務の趣旨に反すると考えている。提案団体も同様の疑義があるようだが、この点について見解如何。

- まずは管理番号52について、市区町村による確認自体を不要とすることの検討を進めていただきたい。

- なお、現行制度を前提とした課題として、「各市区町村の判断で添付書類のコピーやスキャンデータによる提出を認めることも否定されるものではない」との回答について、当該解釈を明確化する通知等の発出は可能か。

関係府省からの第1次回答

・住宅用家屋証明交付事務の廃止（管理番号280）

（法務省、国土交通省）【政令改正】

令和3年の提案募集においても、同旨の提案があったところ、当該提案への対応として、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、租税特別措置法施行令第41条及び第42条第1項に規定する自己居住要件の確認について、宅地建物取引業者が入居見込み確認書を発行する場合には、自治体における審査を不要とする旨を昨年4月に地方公共団体及び宅地建物取引業の業界団体に通知し、同年7月から、この運用が開始されたところ。この運用が普及すれば、要件の審査に係る市区町村の事務負担は軽減すると考えられるため、引き続き入居見込み確認書の運用の普及に努めてまいりたい。

なお、租税特別措置法ではなく租税特別措置法施行令に規定があることについて見直しが必要であるとの指摘については、地方自治法第2条第9項において、法定受託事務は「法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの」と規定されているところ、租税特別措置法施行令第41条及び第42条第1項の規定により市区町村が処理することとされている事務は、同令第55条において、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とする旨が規定されており、法定受託事務としての根拠規定に問題はないものと認識している。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- 「租税特別措置法施行令第41条及び第42条第1項に規定する自己居住要件の確認について、宅地建物取引業者が入居見込み確認書を発行する場合には、自治体における審査を不要とする」措置については、運用開始から約1年経過するが、活用事例が少なく、自治体の支障解決につながっていない。そもそも、形式的な審査であるため市区町村で証明事務を行う必要はないのではないか。
- 住宅用家屋証明の交付事務において、登記事項証明書等により確認する事項については、そもそも登記所で発行される書類で確認できる審査項目（所在地、建築年月日、床面積、用途のうち専用住宅であるか）であることから、自治体の審査を不要としてよいのではないか。その場合、申請者は、登記事項証明書の添付を不要とすることができるのではないか。
- また、登記情報連携システムを活用し、住宅用家屋証明を市区町村から登記所へオンラインで送付できる仕組みとすることで、自治体においては郵送事務の負担軽減、申請者においては郵送費用の負担軽減を図ることができるのではないか。

【重点11】 保険資格の切替・得喪時に係る手続等の見直し

医療保険や介護保険の資格の切替・得喪時において、住民や地方公共団体等にとって負担となっている手続及び制度の見直しを求める。

デジタル化

関係府省からの第1次回答

・マイナンバーカードを活用した情報連携の強化等による保険異動時における特定疾病の認定事務の簡素化

(管理番号169)

(デジタル庁、厚生労働省)【システム構築】

特定疾病療養の認定については、国民健康保険法施行規則第27条の13第1項及び第2項に基づき、市町村に申請書を提出することとし、その申請書には医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかっていることを証する書類（以下「添付書類」という。）を添付することとされている。

添付書類については、保険者が特定疾病療養の認定を行う際に、申請者が当該疾病にかかっていることを確認するために求めるものであり、保険者において添付書類の確認は必須であって、情報連携により他保険者が認定した事実に基づいて認定するような取扱いとすることは困難と考える。

なお、添付書類については、保険者が、申請者が疾病にかかっている事実を確認することができるのであれば、保険者を異動する都度新たに取得する必要はないものと考えている。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

○ 9月の第2次ヒアリングまでに、現状を把握した上で

①問題解決のための具体的な施策

②今後の具体的な施策実現に向けたスケジュール

を示していただきたい。

○ 単一の医療保険者では、時間の経過による再度の病状確認をすることなく長期的に認められる特定疾病療養の認定が、保険資格の切替により再度医師の意見書の提出を必要としていることは非効率に住民に負担を強いるものであり、情報連携により前の医療保険者の認定を引き継ぐなど手続を簡素化する必要があるのではないか。

○ 医療機関や薬局では、マイナ保険証の利用において、オンライン資格確認での情報連携により、既に特定疾病療養受療証に関する情報の閲覧が可能となっている。

将来的に、マイナンバーカードを活用した「市区町村においてオンライン資格確認等システムによる確認を可能とする」（令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定））また、「診断書等の電子的な提出」（デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定））など、様々な医療DX施策が検討されている中で、より一層の住民負担の軽減という観点から、添付書類を省略した特定疾病療養の認定事務の簡素化が可能となるよう検討いただきたい。

○ 仮に添付書類の提出が必要だとしても、住民負担となっている医師の意見書の提出を不要とし、医師の診断書等に基づき認定されている書類（例えば身体障害者手帳や先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者証など）が添付書類として認められることを明示する等、市町村における特定疾病療養の認定事務の実情を把握した上で、保険者判断の基準となるような添付書類の具体化について検討を進めていただきたい。

関係府省からの第1次回答

・賦課期日時点で被保険者資格が重複している者に対する国民健康保険料（税）の軽減判定について調整規定を設けること
（管理番号191）

（総務省、厚生労働省）【通知改正】

減額の対象となる世帯の決定は、「国民健康保険税（料）の減額に伴う事務の取扱について」（昭和38年10月16日付け保険発第110号）にて「世帯主及び賦課期日現在（賦課期日後において納税（納付）義務が発生した場合には当該納税（納付）義務が発生した日とする。）において当該世帯に属する被保険者に係る前年度の総所得金額等により行なうものであること。したがって対象世帯の決定に際しては年度途中における世帯内の被保険者の増減は考慮しないものであること。」と示しているところ。

国民健康保険法第8条に規定される国民健康保険の資格喪失の時期について、社会保険へ加入する場合、加入日の翌日が国民健康保険の資格喪失日となり、資格が重複する日が発生し、当該重複日が賦課期日に当たる場合、社会保険へ異動した者も軽減判定の算定に加えられるため、課題の解決にあたっては資格の重複を解消する等の対応が考えられるが、それにより軽減判定以外の資格管理や給付にかかる影響を慎重に精査した上で検討する必要があるものと認識している。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

○ 賦課期日である4月1日に社会保険に切り替えることは他の日付に比べても多い。国民健康保険資格を喪失する住民の所得を軽減判定の所得計算に計上し、保険料（税）の軽減判定の結果に影響が生じてしまっている現状は、国民に負担を強いることもあり、公平性の観点からも大きな問題ではないか。

○ 資格の重複の解消が与える影響が懸念であると回答されているが、資格の重複を解消せずとも、賦課期日に社会保険に切り替えた者については軽減判定の対象から除外する調整規定を新たに設けることで解消が可能と考える。

資格の重複時における他の支障への調整規定（※）は既に設けられているため、軽減判定時においても調整規定を設けるべきではないか。

（※）

①保険料納付に係る調整規定

国民健康保険料（税）の納付については、本来、資格喪失日の属する月の前月まで納付義務があるところ、資格喪失日が月の初日である場合は、資格喪失日の前日が属する前月まで納付義務があるとされている。

②医療給付に係る調整規定

健康保険法等の各医療保険法の規定により、医療給付を受けることができる場合は、国民健康保険による医療給付は行わないとされている。

○ 9月の第2次ヒアリング時まで、具体的に整理検討し、その結果について明らかにされたい。

関係府省からの第1次回答

・社会保険が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直し(管理番号241)

(厚生労働省)【法律改正】

健康保険法（大正11年法律第70号）では第156条第1項において「被保険者に関する保険料額は、各月につき、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。」とされており、例外として第3項では、「前月から引き続き被保険者である者がその資格を喪失した場合においては、その月分の保険料は、算定しない。」とされていることから、被保険者が資格を取得した月と同じ月内に資格を喪失した場合（以下、「同月得喪」という。）は、資格を喪失する前に加入していた保険者及び新たに加入した別の医療保険者の双方から保険料が賦課されます。

健康保険は、（厚生年金と異なり、）多数の保険者が各々で運用しており、被保険者が同月得喪となる場合、すなわち、同月内に複数の医療保険者の資格を有した場合、それぞれの保険者に保険給付のリスクが発生するため、それぞれの保険者において保険料を徴収しているところです。

ご提案のように、同月得喪の場合にその月分の保険料を算定しないこととすると、保険料を徴収していない者に対して、保険給付を行う可能性（加入している保険者に全く保険料を払わず保険給付の権利を獲得していない状況でありながら、当該保険者から保険給付を受ける可能性）が生じます。

さらに、公的医療保険においては、給付と負担のバランスを勘案して各保険者の単位で保険料率を決定していることから、保険料を徴収していない者に対して保険給付をすることは、結果的に他の被保険者が負担する保険料の引上げに繋がることから、適切ではないと考えています。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- 前月に健康保険の資格を有していた場合には、退職する月の保険料は負担無しで保険給付を受けることが可能であり、現行制度で既に、「給付のリスクがあるのに負担は免除される」状況は生じている。
- 仮に被保険者の同月内の転職先が同一の保険者の場合であっても、二重に保険料が徴収される制度となっている。
また、現行制度は国民と事業主に過重に負担をさせる制度となっており、自治体にとっては苦情対応や滞納整理事務が発生している。
- 厚生年金においては、平成27年10月の被用者年金一元化により、同月得喪時に国民に過重に厚生年金保険料を負担させないよう制度を見直している。
同じ公的負担である健康保険においても、同月得喪時に過重に健康保険料を徴収している現行制度を見直すべきではないか。
- 日割り計算や厚生年金と同様の仕組みを導入することなど、支障解決に資する方策を第2次ヒアリングで示すべきではないか。
- なお、日割り計算や厚生年金と同様の仕組みを導入することで、どのような実務面やコスト面（システム改修が必要であれば、その内容・時期等）の問題が想定されるかを示されたい。

・ **介護保険に係る資格喪失時の手続の簡素化** (管理番号226)
(厚生労働省)【法律改正】

死亡や市外転出等の資格喪失時に義務付けられている届書の提出及び被保険者証返還の手続について、自治体の事務負担等も考慮しつつ、手続自体の要否を含めその簡素化に向けて検討を進めてまいりたい。

また、有効期限がきれた介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証（以下「負担割合証等」という。）の取扱いについては、負担割合証等は、介護サービス事業者が請求に当たり必要となる情報であり契約に当たり確認しているところ、その返還を不要とした場合における事務負担等も踏まえた上で、自治体の現場の負担等も考慮し、検討を進めてまいりたい。

○ 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証（以下「介護保険被保険者証等」という。）について、返還が義務付けられていることにより、自治体には返還対応業務や未返還の介護保険被保険者証等回収業務が発生し、住民には返還のために来庁や郵送をしなければならず、自治体及び住民双方に負担が生じている。

また、国民健康保険被保険者証・高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証については、有効期間が切れた保険証等を被保険者に返却せず、被保険者自身で破棄しても差し支えないよう、令和3年に関係法令が改正されたことを踏まえても、早急に同様の改正がなされるべきではないか。

○ 今後の検討のスケジュールについて、具体的にご教示されたい。

【重点12】 券面を発行しない方法による地方債（デジタル債）を発行可能とすること

振替地方債以外の券面不発行の地方債の発行に係る規定を整備する。（管理番号248）

デジタル化（総務省）【法律改正】

関係府省からの第1次回答	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
御提案を踏まえ、地方公共団体や市場関係者等の意見を踏まえ、 <u>制度整備について検討する</u> 。	○ 既にデジタル証券の発行が可能とされている民間とのイコールフットィング、新たな投資家層の参入による資金調達の多様化等の観点から、地方債においてもデジタル証券による発行が可能になるよう、積極的に検討されたい。 ○ 令和8年通常国会での法改正を視野に入れて検討いただきたい。

【重点13】 産業廃棄物処理業に係る事務手続等の電子化

産業廃棄物処理業に係る新規・更新・変更申請手続及び手数料の納付をe-Govで可能とし、オンライン完結を実現する。（管理番号362）

デジタル化（デジタル庁、環境省）【e-Govの利用拡大】

関係府省からの第1次回答	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
「デジタル社会の実現に向けた重点計画 令和6年6月21日」の「[No. 4-4] e-Govの利用促進」によると、「また、国の行政手続の原則オンライン化に加え、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においてもe-Govを利用しやすくなるよう、e-Gov電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上に資する追加機能を整備する。」とあるとおり、<u>環境省としてもデジタル庁が担当するe-Govを前提に検討を進めてまいりたい</u>。なお、<u>産業廃棄物処理業に係る新規・更新・変更申請手続及び手数料の納付をe-Govで可能とし、オンライン完結を実現するには、さらなる機能改善・追加等による利便性の向上が必要な状況</u>となっている。ついては、地方公共団体の実態把握の結果やe-Govの機能改善・追加の状況等を踏まえ、デジタル庁とも調整の上、検討してまいりたい。	○ 産業廃棄物処理業に係る新規・更新・変更申請手続及び手数料納付のオンライン完結を実現する上で、どのような機能改善・追加等が必要なのかを明らかにするとともに、実現までのスケジュールを具体的に示すべきではないか。 ○ マイナポータルぴったりサービスと連携したキャッシュレス納付機能（政府共通決済基盤）の活用が検討できるのではないか。

【重点14】 財産区議会議員選挙における供託金制度の適用除外

公職選挙法（以下「公選法」という。）第92条における供託については、令和2年6月に公布された公選法の一部改正により、公営対象拡大に伴う措置として町村議会議員等についても供託金制度が導入された。財産区については、公選法第268条において、地方自治法第295条の規定による条例で規定するものを除く外、公選法中の町村議会議員の選挙に関する規定を適用するとあることから、現在供託が必要となっているが、供託部分については適用除外となるよう見直しを求める。（管理番号1）

人口減少（総務省）【法律改正】

関係府省からの第1次回答

財産区については、令和2年に議員立法により成立した公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）により、町村議会議員と同様に、供託金制度が導入されたものである。財産区議会の選挙における供託金のありかたについても、選挙制度の根幹に関わることであるから、各党各会派でご議論頂く必要があると考えている。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- 供託金は、立候補について慎重な決断を促すことや泡沫候補者など候補者の乱立を防止することが制度趣旨とされ、また、令和2年公選法改正では、町村・財産区の選挙に対する選挙公営の拡大と併せて供託金制度が導入されたところ。現状において、無投票選挙となっている財産区議会が多いのであれば、当該趣旨は妥当せず、また、選挙公営による恩恵もないと考えられるが、この点について、実態を明らかにした上で、見解を示されたい。
- また、議会議員の報酬が、月額数千円～数万円程度の財産区も多く、町村議会議員と比較しても報酬に対する供託金が高額であることは、現職者であっても立候補を躊躇させる要因の一つとなっている可能性もあるが、見解を示されたい。
- 「財産区議会の選挙における供託金のありかたについても、選挙制度の根幹に関わることであるから、各党各会派でご議論頂く必要がある」としているが、供託金や供託手続の負担により財産区議会の議員のなり手が不足するとの懸念に対し、制度所管として何らかの対応が必要であると考えているか、また、政府として何らかの措置を講じる余地はないのかについて、見解を示されたい。

【重点15】 行政相談委員法に基づく行政相談委員の配置基準の緩和

行政相談委員法に基づく行政相談委員の配置基準の緩和（市区町村をまたいだ広域的な配置）を求める。
（管理番号126）

人口減少 （総務省）【訓令改正】

関係府省からの第1次回答	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
行政相談委員の市（特別区を含む。以下同じ。）町村をまたいだ広域的な配置という点について、<u>複数の市町村を一人の行政相談委員（以下「委員」という。）の担当区域として定めることは、行政相談委員法（昭和41年法律第99号）上可能</u>と解しており、運用基準である「行政相談委員の委嘱等の基準及び手続に関する規程」（平成22年11月12日総評相第242号）3（2）において、その旨を明記している。 また、令和7年4月1日現在、4名の委員が複数の市町村（延べ12市町村）を担当区域として委嘱されており、既に広域的な配置の例は存在するところ（過去5年間では8名（延べ20市町村）の委員を広域的に配置）。 今後とも、委員の担い手確保に当たっては、委員や自治体のご意向も踏まえ、広域的な配置の活用も含めた取組を進めてまいりたい。	○ 現行制度においても、行政相談委員の広域的な配置が可能とのことであるが、具体的にどのような場合に認められるかの判断基準や実務フローを示すなど、適任者の推薦に苦慮する市町村の事務負担が確実に軽減するよう検討されたい。 ○ なお、本提案に関連して、そもそも法令に基づかずに市町村に行政相談委員の推薦を事実上義務付けている点に疑義があるため、「行政相談委員制度の在り方に関する研究会報告書」（平成21年7月）において「国と地方の関係について、明確なルールによることを基本とする地方分権改革の趣旨からも、…委員の選考に当たっての市町村の関与（推薦）に関し、法制的な規定を設ける方向で検討することが考えられる。」とされていることや他の各種委員制度を踏まえ、別途、その在り方について、検討されたい。

【重点16】 障害者支援施設における設備基準等の見直し

特別養護老人ホームの施設・設備等を有効活用して、障害者支援施設を併設できるよう、厚生労働省令で規定する利用者1人あたりの床面積、サービス管理責任者の配置及び入所定員の基準の参酌基準化を求める。
(管理番号272)

人口減少

(厚生労働省)【法律改正】

関係府省からの第1次回答

- ご指摘の障害者支援施設における人員、設備及び運営に関する基準については、障害者支援施設としての安定性・継続性を確保するとともに、サービスの質を担保し、効率的な提供が可能となるよう定めたものであり、都道府県等が条例によって事業所の指定基準を定める際に利用者1人あたりの面積及びサービス管理責任者の配置については「従うべき」基準、入所定員の基準については「標準とすべき」基準としている。
- このため、当該基準を「参酌すべき基準」とすることは適切ではないと考えているが、一方で、中山間地域等においてサービス提供体制の維持・確保を図ることは重要であり、中山間地域等における人員、設備等の基準の在り方について、実態や関係者の意見等を踏まえながら、入所施設から地域生活への移行を推進している中で、どのようなことができるか検討してまいりたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- 入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設は10人以上の入所を要する必要があるのか。中山間地域等でもサービス提供体制の維持・確保をするため、サービスの質の確保や安全管理の担保をしたうえで、小規模な事業所が個々の実情に応じて柔軟に運営できるよう、入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設の定員は「参酌すべき基準」とすべきではないか。
 - 1人当たりの床面積やサービス管理者の配置についても、現行の基準が、安定性・継続性を確保するとともに、サービスの質を担保し、効率的な提供が可能となるよう「従うべき基準」とされたとのことだが、中山間地域等ではこうした基準によってサービスの提供すら困難になっている地域があることを踏まえると、地域の実情に応じた判断ができるよう、「参酌すべき基準」とすべきではないか。
 - 第1次ヒアリングにて、障害福祉分野については、介護、保育同様に、厚生労働省老健局の有識者会議「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（【参考】参照）において、サービス提供体制や支援体制に関する検討の方向性がとりまとめられたところだが、今後、社会保障審議会障害者部会等で、本提案団体のように支障が発生している自治体も含め、どのような形で自治体の声を把握するか具体的な方法やスケジュール等をお示しいただきたい。
- 【参考】2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめ（令和7年7月25日）（抜粋）
2. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や支援体制の方向性
 - (6) 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービスモデルの構築や支援体制に係る福祉サービスの共通課題等に対する方向性
- 現行制度では、共生型サービス、基準該当障害福祉サービスや多機能型、従たる事業所など、一定の要件の下で柔軟なサービスの提供を可能としているところ。現行制度の活用状況を踏まえつつ、その効果的な活用を促進していくとともに、介護保険制度等の他制度も参考としつつ、中山間・人口減少地域等において、必要に応じ、配置基準の弾力化など、制度を拡張・見直しをして対応していくことが考えられる。

【重点17】 介護職員初任者研修における通信学習方式の学習時間の取扱いの弾力化

介護職員初任者研修について、通信学習方式における学習時間の取扱いを弾力化する。講師の確保が難しい地域において、ZOOM形式等を活用したサテライト会場で全ての研修を実施することが可能となるよう規定を見直す。（管理番号104）

人口減少（厚生労働省）【省令／通知改正】

関係府省からの第1次回答	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課より令和6年4月16日に発出した事務連絡（介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の取扱いについて）において、「新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月30日付事務連絡）においてお示ししている取扱いについては、当面の間継続することとしており、<u>現状、都道府県の判断により、修了評価を含め、全て通信学習の活用による実施とすることを可能としている</u>ところ。 <u>今後の取扱いについては現在必要な対応を検討している</u>ところである。	○ 令和2年4月に開始された新型コロナウイルス感染症の影響下での臨時的な取扱いが、令和6年4月に「現場での研修実施状況等も踏まえ、・・・当面の間継続する」こととされたが、臨時的な取扱いによる研修の実施状況を把握した上で、特段の支障がないのであれば、その恒久化を検討いただきたい。 ○ 恒久化を検討するに当たっては、演習を含む研修の全てを通信形式で行うことで研修の質に支障が生じないかといった現場での不安が生じないように、「サテライト方式」を含むオンライン研修の望ましい在り方等に関する技術的検証の実施や当該知見の提供についても、併せて検討いただきたい。 ○ 今後の検討スケジュールをお示しいただきたい。

【重点18】 福祉サービス第三者評価事業における認証手続・評価調査者養成の見直し

福祉サービス第三者評価事業について、既に全国一律の認証や研修が実施されている社会的養護関係施設と同様に、他分野の福祉サービスについても、国において全国一律の認証や評価調査者の養成を行う。
(管理番号103)

人口減少 (こども家庭庁、厚生労働省)【通知改正】

関係府省からの第1次回答

福祉サービス第三者評価事業については、福祉サービス第三者評価事業に関する指針に基づき、全国社会福祉協議会を全国推進組織とするとともに、都道府県に都道府県推進組織を設置して各都道府県における取組を推進することとしている。

評価機関の認証は都道府県推進組織が行っているが、その要件として、都道府県推進組織が行う研修の受講を課している。

福祉サービス第三者評価事業は、全国推進組織が示したガイドラインに基づき各都道府県推進組織が評価項目を定め、更に都道府県の状況等を勘案して、必要な場合には独自の評価項目を設定するなどしているが、各都道府県推進組織が行う研修では、これら都道府県推進組織が独自で定めた評価項目の内容も含まれるところ。

本事業の目的たる、サービスの質の向上、利用者の選択に資するという点を実現するためには、地域の実状に応じた取組は重要であることから、都道府県推進組織がその評価項目を定め、研修・認証を行う必要があると考えている。

なお、社会的養護関係施設については、従来は、上記と同様の考え方にに基づき都道府県推進組織が認証等を行っていたが、自己の生活の場を行政により決定される措置制度等であり、第三者評価の受審が義務づけられたこと、また、施設数が少なく、評価機関が県内の施設のみを評価対象とすると評価経験を蓄積することができないという理由から、社会的養護関係施設第三者評価については全国統一の認証基準と研修を行うこととなったところであり、施設数の多い福祉サービス第三者評価事業とはそもそも状況が異なる。

ただし、福祉サービス第三者評価事業についても、都道府県によっては施設等の数が少なく、それに応じて認証機関や受審が少ない状況も生じていることは承知していることから、そうした都道府県における評価機関の認証・養成が進むよう、どのような見直しが可能かも含めて、検討してまいりたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

○ 福祉サービスの第三者評価事業について、多くの都道府県で第三者評価機関の減少や受審数の低迷等が課題となっており、担い手の確保にも影響が出ている。制度基盤の脆弱化を抑制するため、期間を定めた上で、早期に具体的な対応策を検討いただきたい。

○ 「都道府県推進組織が評価項目を定め、研修・認証を行う必要がある」との回答について、評価機関数が減少し、第三者評価事業の実施が困難となっている県が存在することから、負担軽減が急務である。

この観点から、提案内容のように、国において全国基準による認証・研修を実施することにより、認証手続等に係る事務負担を軽減し、広域的な活動を可能とすることで、各都道府県内で活動可能な評価機関数が確保でき、事業の円滑な実施につながるため、前向きに検討いただきたい。

この際、「地域の実情に応じた取り組みは重要」とのことであれば、例えば、全国推進組織がガイドラインで示している事業者に対する評価項目の中に、地域の実情に応じた取組の展開状況を加える等により対応できるのではないかな。

また、他都道府県における認証・研修を自都道府県内において有効なものとして取り扱うことを認める（又はそれが可能であることを明確化する）ことで、活動可能な評価機関数の確保につながると考えられるため、こういった相互乗り入れ運用についても選択肢として検討いただきたい。

○ 提案の措置に伴う全国社会福祉協議会の事務負担増加については、認証手数料を受ける、都道府県からの外部委託として扱うなどによる方法が考えられるのではないかな。

○ 今後さらに担い手不足が深刻化していく将来を見据えれば、より数少ない評価機関が複数の都道府県の第三者評価事業を広域的に実施しなければならない状況が想像される。そのため、将来的な全国一本化を念頭ににおいた長期的な方針についても検討を行う必要があるのではないかな。

【重点19】 建替えを伴わない団地集約の場合においても公営住宅の明渡請求を可能とする見直し及び公営住宅建替事業における「近接する土地」の明確化

・老朽化や入居率の低下した公営住宅等について、建替えを伴わない団地集約の場合においても入居者へ明渡請求ができるよう、法改正を求める。

人口減少

関係府省からの第1次回答

・老朽化や入居率の低下した公営住宅等について、建替えを伴わない団地集約の場合においても入居者へ明渡請求を可能とすること（管理番号138）
（国土交通省）【法律改正】

公営住宅法第38条第1項において、公営住宅建替事業により除却される公営住宅の入居者に対する明渡請求について定めている趣旨は、当該事業は公共性が高く画一的かつ迅速な実施が求められるためであり、併せて、入居者の居住の安定を確保するため、新しい公営住宅への再入居の保障・移転料の支払い・家賃の激変緩和措置等の措置を講じているところである。建替えを伴わない団地集約の場合には、公営住宅建替事業のような入居者の居住の安定の確保のための措置が定められていないことから、入居者の居住の安定を確保する観点から、提案のような明渡請求を認める旨の法改正は困難である。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

○ 人口減少や公営住宅の老朽化により入居率の低下が進展する中で、自治体経営の逼迫や、コミュニティ・周辺環境の維持などが課題となっており、また、余剰地の有効活用にも繋がることから、近接地における建替えと同様に、①再入居保障等の入居者の居住権の保障、②入居者の生活環境への配慮という同様の前提の下、建替えのみならず建替えを伴わない場合の公営住宅の集約の場合も借地借家法第28条の特例の対象とし、既存ストックの活用の選択肢を広げることは意義があるのではないかと。

○ 建替えを伴わない団地集約を借地借家法第28条の特例に位置付けることができるかについて、公営住宅の老朽化に関しては、住宅コミュニティの衰退によるゴミ出し・清掃等の住宅管理上の支障の発生や、空き室の増加による防犯や独居者の見守り等の課題の深刻化の側面も加えて評価すべきである。検討に際しては、集約化によってこれらの課題が解消されることのメリットとともに、入居者の居住の安定が確保されること、跡地利用の合理性等の条件面についても総合的に勘案し、検討いただきたい。

・公営住宅法第2条第15号の公営住宅建替事業の定義における「近接」及び同法第37条第4項第2号における「入居者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内」の範囲が明確でないことから、集約建替を行ううえでのハードルとなっているため、それらの範囲の明確化又は具体的な事例の提示を求める。

人口減少

関係府省からの第1次回答

・公営住宅建替事業の定義における「近接する土地」の範囲の明確化(管理番号25)
(国土交通省)【通知改正】

公営住宅建替事業については、平成11年の地方分権一括法による改正により、建替計画に係る国土交通大臣の承認は用途廃止に係る部分を除き廃止されたところであり、また、公営住宅法第2条第15号に規定されている公営住宅建替事業の定義における「近接」については、平成29年の地方分権一括法により追加されたものである。

公営住宅建替事業で近接地への集約建替を行う場合にあっては、入居者の居住の安定を図るため、移転先が入居者の生活環境に著しい影響を及ぼさないことに考慮を払う必要があることから、公営住宅法第37条第4項第2号において建替計画が入居者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内に確保されるものであることを求めている。

この点、平成29年の地方分権一括法で考え方を示しているとおおり、例えば、駅利用圏や小学校区など、地域の生活や教育・福祉などの公共サービスの状況、交通状況、地理的状況などの日常生活を営む上での諸条件を総合的に勘案して判断することが必要である。

地域の実情や当該公営住宅をとりまく環境は地域特性等により多様であり、また社会情勢等によっても影響を受けるものであると考えられるところ、提案のとおり「近接」や「入居者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内」の範囲を何らかの基準をもって具体的に明確化することは、個別具体の実情等に即した事業の実施を妨げ、公営住宅建替事業の適切な実施が妨げられることが懸念されることから、極めて慎重に検討することが必要と考えられる。

提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点

- 日常生活を営む上での諸条件を総合的に勘案して判断することが必要であることは承知しているが、法定建替えの基準は入居者の居住権に関わるものでもあることから、過去に近接地において実施された公営住宅建替事業の事例を参考にして、「近接する土地」の範囲について指針等を示すことはできないか。
- 効率的な団地集約の迅速な実施のためにも、前向きに検討いただきたい。

【重点20】 精神障害者の移送等に係るタクシーの営業区域外旅客運送の規制緩和

精神保健福祉法に基づく精神障害者の移送は、休日や夜間に対応が必要な場合も多く、出勤可能な職員が限られていることや公用車の確保が困難な場合も多く、移送手段の確保が課題となっている。

タクシーの活用は、柔軟かつ即応性の高い手段として有効であるが、特に人口減少地域では夜間営業を行っていないタクシー事業者が多く、サービス空白地域が生じているため、道路運送法第20条に規定する営業区域外旅客運送が認められる場合の緩和を求める。（管理番号87）

人口減少

（国土交通省）【法律改正】

関係府省からの第1次回答

ご指摘のような輸送について、道路運送法第20条第2号の規定に基づいて、区域外であっても輸送することが可能であることから、関係の地方公共団体には周知してまいります。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- 道路運送法第20条第2号の規定に基づく輸送は、「過疎地域その他の交通が著しく不便な地域」における恒常的な支障が想定されている。しかしながら、提案のような支障は、恒常的に交通量が減少した地域に限らず発生し得る、緊急を要する場合においての話である。こうした緊急性を伴う状況における輸送ニーズは、道路運送法第20条第2号の範疇に含まれず、むしろ同条第1号に規定されている「緊急を要するとき」に該当するものと整理すべきではないか。
- また、児童相談所が実施する「虐待を受けるなどした子どもを一時保護先に連れていく移送業務」については、道路運送法第20条第1号の規定に該当するのか。仮に該当しないのであれば、精神障害者の移送と同様に「緊急を要するとき」に該当するものと整理すべきではないか。
- 本提案は、提案団体が地方運輸局に照会を行った結果、「現行法規での対応は不可」との回答を受けたことに基づき提出された経緯があるため、地方運輸局へも確実に周知徹底していただきたい。
また、本提案における支障事例は全国的に生じる可能性があるため、関係団体のみならず、全ての地方公共団体に対しても広く周知していただきたい。

【重点21】 児童扶養手当の算定における公的年金等の控除の見直し

児童扶養手当の支給額の算定における公的年金等の控除は、制度趣旨が重複する老齢年金等の子の加算部分に限定し、老齢年金等の本体部分は公的年金控除の対象外とするよう求める。（管理番号340）

（こども家庭庁）【法律改正】

関係府省からの第1次回答	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
児童扶養手当と公的年金については、 ・「<u>稼得能力の低下に対する所得保障</u>」という同一の性格を有しており、 ・<u>稼得能力の低下の要因が複数重なったとしても、必ずしもその低下の程度が比例的に加重されるものではない</u> ため、同一の人物に対する重複した所得保障を避ける観点から、受給する年金額が児童扶養手当額を下回る場合以外には、併給することは認められていないものであり、児童扶養手当の趣旨や他制度との関係、財源等の課題も踏まえると、御指摘の改正は困難なところ。	○ 稼得能力の低下に対する所得補償という性格は同じであるとしても、児童扶養手当は児童を養育する者の稼得能力の低下に対して支給されるのに対し、老齢年金は受給者が高齢になったことによる稼得能力の低下に対して支給されるものであり、支給の趣旨は異なるのではないか。 ○ 老齢年金等の併給調整の方法についても障害基礎年金等の併給調整の見直しと同様に、稼得能力の低下に対する所得補償という性格は維持した上で、きめ細かく家庭ごとの事情を分析し、見直すことができるのではないか。 ○ 親族里親制度については、子どもの扶養義務者に該当する親族（祖父母、兄弟姉妹等）に対象が限定される制度ではあるが、さらに周知を徹底する必要があるのではないか。

【重点22】 前任の教育長が辞職した場合等における補欠の教育長の任期に係る残任期間の規定の見直し

補欠の教育長の任期について、適切な時期での教育長選任が容易となるよう、残任期間の規定の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるようにする。（管理番号45）

（文部科学省）【法律改正】

関係府省からの第1次回答

教育長もその一員である、合議制の執行機関たる教育委員会
は、その構成員の改任により急激に委員会の行政方針が変わる
ことを避け、教育行政の安定性、中立性を確保するために、教
育長と委員の毎年一部が改任する仕組みとされている。

この仕組みを維持する趣旨から、教育長や委員が任期中に欠
けた場合に補欠として任命される者の任期は、前任者の残任期
間としているところであり、ご提案については、他の行政委員
会の規定も踏まえ、慎重な検討を要する。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

○ 教育長と委員は異なる職であり、教育長の任期は3年と
されているため、委員の任期である4年と異なる扱いとなっ
ている。そのため、たとえ教育長の残任期間に関する規定が
なくなった場合でも、教育行政の継続性・安定性を確保する
観点で大きな影響はなく、教育長の残任規定に関して「教育
行政の安定性、中立性を確保するため」との指摘は当たらない
のではないかと。

○ 残任規定のある行政委員は、委員会活動の独立・自由の
維持等を理由に、1年ごとに数名ずつ交代する委員（教育委
員、人事委員など）と、公選制や候補者の推薦・公募が必須
等の関係で、任期を揃えるほうがよい委員（農業委員、選挙
管理委員など）の大きく二つに分けられる。残任規定は他の
委員との関係で設けられていると考えられることから、教育
長については当てはまらないのではないかと。

【重点23】 特別免許状及び臨時免許状の授与権限の指定都市教育委員会への移譲

特別免許状及び臨時免許状の授与権者について、都道府県教育委員会から指定都市教育委員会に権限移譲する。（管理番号383）（文部科学省）【法律改正】

関係府省からの第1次回答	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
特別免許状及び臨時免許状を授与する権限を指定都市へ一括委譲する場合、特別免許状及び臨時免許状の授与に係る事務のみならず、教育職員免許法に規定された免許事務である教育職員検定の実施、原簿への登録、失効・取上げ時の官報公告等や、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に規定された免許事務である特定免許状失効者等に対する再授与・審査会の実施、特定免許状失効者等の情報のデータベースへの登録等の様々な事務も実施する必要がある。 また、特別免許状については、市町村教育委員会においても、教育上の特別の事情等があり市町村においてその給与等を負担する場合には、<u>構造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けることにより授与が可能となる</u>ところ、平成26年に開催された「<u>評価・調査委員会 教育部会（第24回）</u>」では、<u>本特区の認定を受けた複数の認定地方公共団体において、教育職員免許法に基づく教員免許制度の理解が不十分なまま授与が行われた事例が確認されたことにより、「全国展開は困難である」との評価がなされた</u>ことを踏まえると、指定都市において適切な免許状授与のための事務体制が整備されることが重要である。 そのため、<u>特別免許状及び臨時免許状を授与する権限を指定都市に一括委譲するにあたっては、このことについての全ての指定都市での合意と、上述の教育職員免許法等で定める免許事務の内容も踏まえた適切な免許授与のための事務体制を全ての指定都市で整えることが不可欠である</u>と考えている。 なお、前提として、特別免許状は、学校教育の多様化や活性化を図るため、教員免許を持たない社会人等に対し、教科に関する専門的な知識経験や技能を評価して授与することができる免許状であり、臨時免許状は、法令上、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り授与することができる免許状であるため、それぞれの制度趣旨は異なる ところ、上述のとおり特別免許状については、<u>構造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けることにより授与が可能となるため、仮に20指定都市での合意が得られない場合でも、指定都市として独自に優れた知識経験等を有する教員免許状を有しない人材を任用したいということであれば、他の指定都市と同様、まずは本特区への申請を検討</u>いただきたい。	○ 10年前の平成26年における「全国展開は困難である」との評価は、全市区町村が実施することを前提とした制度に関するものと認識している。 ○ また、本提案は、都道府県の権限の多くが移譲されている指定都市への権限移譲を求めるものであり、構造改革特区制度を利用して令和5年に特別免許状の授与に係る事務を行っている「指定都市」があることから、免許状授与権限を希望する指定都市において適切な事務体制整備が大きな課題になるかについては、再検討が必要ではないか。 ○ なお、本提案にあっては、教員の担い手確保に向けた取組としても活用できるという視点もあることから、構造改革特区制度で認められていない臨時免許状の授与権限の移譲も重要な検討課題ではないか。 ○ さらに、全ての指定都市への一括移譲という検討も重要ではあるが、各自治体の固有のニーズに応じて優秀な人材を適切なタイミングで任用したいという提案であることを鑑みると、希望する指定都市へ権限移譲が可能となる制度設計も検討されるべきではないか。

【重点24】 特別支援学校への就学奨励に関する法律における未成年者の保護者の要件の見直し

特別支援学校への就学奨励に関する法律における未成年者の保護者について、「学校教育法第16条に規定する保護者」に限定せず、「就学に要する経費を負担する者（当該児童及び生徒を監護する者）」を加えるよう要件を見直す。（管理番号193）

（文部科学省）【通知改正】

関係府省からの第1次回答

特別支援教育就学奨励費は、障害のある児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、これらの学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする制度であることから、その申請者は、児童又は未成年の生徒については学校教育法第16条に規定する保護者である親権者又は未成年後見人、成人に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者とされている。

学校教育法第17条において、保護者は子の就学に関する義務を負うこととされており、また民法第818条において、「成年に達しない子は、父母の親権に服する」、第820条において、「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と規定されていることから、親権者及び未成年後見人の義務を踏まえ、児童生徒が未成年者の場合は、現行のとおり親権者及び未成年後見人を申請者とすべきであると考える。

なお、上記の特別支援教育就学奨励費における補助対象者の考え方については、親権者及び未成年後見人のいない児童・生徒に対する、自治体独自の支援を行うことを妨げるものではない。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- 経済的負担を軽減する趣旨の給付制度であるため、実態的に当該経済的負担を担っている者について当然対象とすべきではないか。
- 児童又は未成年の生徒について、保護者等以外の者が就学に要する経費を負担する場合は援助の対象とならないが、成人に達した生徒については保護者等であった者以外でも就学に要する経費を負担する場合は援助の対象となると考えられるがその理由如何。
- 親権者及び未成年後見人が子を監護・教育する権利義務を有するとしても、親権者及び未成年後見人による義務の履行が期待できない状況（親権者の死亡、失踪、育児放棄、収監等）がある場合は、権利義務の有無に関わらず、現にその子を監護・教育している親権者及び未成年後見人以外の者に援助を行うことが、特別支援教育就学奨励費の目的に照らしても妥当ではないか。
- 親権者及び未成年後見人のいない児童・生徒に対する、自治体独自の支援を行うことは妨げないとのことだが、そもそも特別支援教育就学奨励費の目的は保護者等の子に対する教育の義務の履行を支援することのみならず、むしろ特別支援教育の普及奨励を図ること、つまり教育機会均等の確保にある。就学に要する費用を負担している者が、子の監護等の義務を負っているか否かで、国の補助金の支給の有無が区別される合理的な理由はなく、自治体独自の支援に委ねることは適切ではないのではないか。
- 就学を支援することを目的とした類似の制度である高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度については、主たる生計維持者の収入状況による支給もなされている。また、児童手当については、父母等又は父母指定者に監護・生計維持されていない支給要件児童を監護しその生計を維持する者も支給の対象とされている。

特別支援教育就学奨励費についても、これらの制度と同様、法的義務の有無ではなく負担の実態により支給されるべきではないか。

【重点25】博物館の登録事務について、教育委員会から知事部局への移管を可能とする見直し

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項に規定される教育委員会の職務権限の特例に、博物館法で規定する博物館登録事務を加えるよう規定を見直す。（管理番号343）

（文部科学省）【法律改正】

関係府省からの第1次回答

博物館の登録は、登録事務のみならず、登録の基準の制定、運営の状況に関する報告、是正に向けた勧告・命令、登録の取消し等を含む博物館行政の一部として行われるものであり、文化行政の観点のみならず社会教育行政の観点が必要とされるときにも、政治的中立性や安定性・継続性が強く要請されるものである。また、博物館登録事務を文化行政と一体的に推進することについては、登録事務の一部について地方自治法に基づく委任・補助執行を行うことが制度上可能である。

以上により、地教行法第23条第1項に規定する教育委員会の職務権限の特例に、博物館登録事務を追加することは適切ではない。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- 令和元年の第9次地方分権一括法の成立により、公立博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を教育委員会から首長部局へ移管することが可能となったが、この際に博物館登録事務が対象とされなかった理由如何。
- 「登録事務の一部について地方自治法に基づく委任・補助執行を行うことが制度上可能である。」について、委任・補助執行では意思決定に時間を要する点や責任の所在が不明確となるなどの課題がある。
- 「文化行政の観点のみならず社会教育行政の観点が必要とされるときにも、政治的中立性や安定性・継続性が強く要請されるものである。」について、社会教育行政の観点が必要であるからといって、首長部局へ移管できないとすることは適切ではなく、個々の事務の性質や自治体の実情等を十分に考慮した上で、検討されるべきではないか。首長部局へ移管するための条例制定の際に教育委員会の意見聴取を条件とすることなどで懸念は解消できるのではないか。
- 提案団体によると、文化財保護に関する事務を知事部局に移管した都道府県のうち博物館登録事務を知事部局に補助執行または事務委任している都道府県は4割程度であり、文化財保護に関する事務と博物館登録事務は密接に関連している。文化財保護と併せて博物館登録事務を首長部局において一体的に実施することで、地域の資源を観光振興や街づくりに効果的に活用できると考えられるが、見解如何。

【重点26】 登録記念物及び登録有形文化財の現状変更届のうち軽微な案件については、文化庁長官宛ての届出を廃止し、都道府県又は市等への届出にすること

登録記念物の現状変更届のうち軽微な案件については、文化庁長官への届出を廃止し、都道府県又は市への届出となるよう権限移譲する。

同様に登録有形文化財の現状変更届のうち軽微な案件については、文化庁長官への届出を廃止し、都道府県、指定都市又は中核市への届出となるよう権限移譲する。（管理番号386）

（文部科学省）【法律改正】

関係府省からの第1次回答	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
登録文化財（建造物）の現状変更では、「軽微なもの」は「維持の措置」に当たるとみられ、現状変更の届出は不要である。文化庁HP掲載「登録有形文化財（建造物）の手引2（登録後の各種届出）」（令和7年2月改訂）では、詳しくイラストを掲載し、「維持の措置」について解説しているので、これを参照いただきたい。	○ 「登録有形文化財（建造物）の手引2（登録後の各種届出）」（令和7年2月改訂）は、登録有形文化財（建造物）に係る手引であり、建造物ではない登録記念物には参考にできないのではないか。 ※有形文化財：建造物、絵画、彫刻、工芸品など 記念物：貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅、庭園など ○ 提案団体が支障として挙げている登録記念物への仮設フェンスの設置や短期的なイベントのための仮設テント設置といった工作物の設置や小規模建築物の新築等は、届出不要の「維持の措置」に該当するのか。 「維持の措置」に該当し、届出不要であれば、その旨明確に示すべきではないか。 「維持の措置」に該当しないのであれば、提案団体が求めている権限移譲について検討いただきたい。 ○ 建造物以外の登録有形文化財については、「維持の措置」の範囲が、文部省令（※）第17条において、き損部分を登録当時の原状に復する場合、き損することが明らかな状況の場合等に限られていることから、上記と同様に、手続の簡略化を検討いただきたい。 ※ 登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成8年文部省令第29号）

【重点27】 国民健康保険関係事務の見直し

・国民健康保険保険給付費等交付金について、市町村が普通交付金の収納に関する事務を国保連に委託し、都道府県から国保連に対して直接支払いができるようになっているが、当該取組が全都道府県に渡って行われるよう措置する。

関係府省からの第1次回答

- ・国民健康保険保険給付費等交付金（国保連合会支払分）の支払事務及び請求事務の見直し（管理番号402）
- ・国民健康保険保険給付費等交付金（国保連合会支払分）の請求事務及び保険給付費支払い事務の見直し（管理番号404）
- ・都道府県から国保連合会に対する交付金（現物給付に係る給付費）の直接支払の推進（管理番号407）

（厚生労働省）【政令改正】

市町村は普通交付金の収納に関する事務については、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）第6条の規定に基づき、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委託することが可能となっているため、委託した場合には、市町村を経由せずに都道府県が国保連に普通交付金を支払うことは可能である。

また、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）を踏まえ、令和5年度に都道府県から市町村に対して交付される国民健康保険保険給付費等交付金のうち普通交付金について、市町村から都道府県への請求事務の省略が可能となるよう、「国民健康保険保険給付費等交付金要綱例等について」（平成29年12月26日付け保国発1226第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）を改正したところ。

現行規定での対応は可能であるため、各自治体の判断において適切な方法で実施されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- 厚生労働省の全国高齢者医療主管課（部）長及び国民健康保険主管課（部）長並びに後期高齢者医療広域連合事務局長会議（令和7年3月13日開催）及び総務省の持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会（令和7年2月27日開催）においても、事務執行上の課題解決に向けた標準化・広域化の取組として直接支払いが取り上げられており、実施することで事務の効率化が期待される。
- 人口減少社会において、特に小規模市町村の負担を軽減していくことは急務であり、各自治体の判断に任せていては事務の効率化が進んでいかないことから、特にデメリットがない本件については、国が主導で進めていくべきではないか。
- 都道府県にとっても支払い先を国保連に集約するメリットがある。都道府県の意見も聞きつつ、理解を得るように取り組むべきではないか。
- 9月の第2次ヒアリングにおいて、具体的措置を示されたい。

・高額療養費の支給申請及び審査事務の簡素化について、市町村が法施行規則に基づいた別段の定めを必要としない制度にする。

関係府省からの第1次回答

- ・国民健康保険に係る高額療養費の支給申請簡素化要綱の廃止（管理番号403）
- ・国民健康保険に係る高額療養費支給申請手続の簡素化に関する見直し（管理番号408）

（厚生労働省）【省令改正】

高額療養費の手続きの簡素化については、以下のようなデメリットがあるため、実施については保険者の判断によることとしており、省令による全国一律の制度とすることは困難と考える。

なお、周知広報については、以前の通知・事務連絡の再周知を検討する。

（参考）手続きの簡素化によるデメリット（平成28年12月20日付け保国発1220第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知より抜粋。）

- ① 滞納者との接触の機会が失われること
- ③ レセプト情報のみで支給額を決定することとなるため、一部負担金等を支払っていない場合にも高額療養費を支給してしまう可能性があること
- ④ 世帯主が死亡した場合にその把握が遅れることで、相続人の口座ではなく死亡した世帯主の口座に振込処理してしまう可能性がある等、資格得喪の把握が遅れることで、被保険者に対する高額療養費の過誤給付が発生すること
- ⑤ 高額療養費支給申請書の記載項目とレセプトを突合することにより、レセプトの記載誤りを発見できることもあるが、その機会を失うこと

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

○ デメリット①については、「短期証交付に代わる未納者との接触機会・手段の創設（管理番号R6-215）」として昨年提案があり、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）において、「市区町村及び国民健康保険組合の運用状況を確認した上で、滞納者との接触の機会を確保する方策等について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされた。

滞納対策については、厚生労働省において別途しっかりと検討されるべきものではないか。

○ 厚生労働省の全国高齢者医療主管課（部）長及び国民健康保険主管課（部）長並びに後期高齢者医療広域連合事務局長会議（令和7年3月13日開催）及び総務省の持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会（令和7年2月27日開催）においても、事務執行上の課題解決に向けた標準化・広域化の取組として高額療養費の手続の簡素化が取り上げられており、実施することで事務の効率化が期待される。

○ 原則、令和7年度までに、自治体が導入を目指している標準準拠システムには、高額療養費の手続の簡素化に対応した機能が搭載されており、国としても今後手続を簡素化することを標準とする方向と認識。自治体の判断に任せる現行制度は、標準準拠システムの方針とは矛盾しているのではないか。

○ 手続の簡素化を自治体の判断に任せていることにより、同一都道府県内であっても市町村ごとに取扱いが異なることがあるため、被保険者が他の市町村に住所異動した際に同じサービスを享受できないおそれがあり、被保険者の利便性を損なうこととなることから、早急に全国一律で対応を行うべきではないか。

・マイナンバーカードの活用による全国における医療費助成の現物給付化を促進するため、ひとり親家庭及び重度心身障害者に対する国民健康保険の減額調整を廃止する。

関係府省からの第1次回答	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
・ひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成の現物給付化における国民健康保険の減額調整の廃止 (管理番号131) (厚生労働省)【省令改正】 国民健康保険の減額調整措置は、自治体が行う医療費助成により、患者の窓口負担が軽減される場合に、その結果、増加する医療費分は、他の自治体との公平の観点から、当該自治体が負担すべきとの考えの下、増加した医療費分に相当する国費を減額調整する仕組みである。 ひとり親家庭や重度心身障害者に対する医療費助成に係る減額調整措置を廃止すべきとのご指摘については、 ・自治体による独自の医療費助成は、例えば対象となる疾病等の範囲や所得制限、一部自己負担の有無など、自治体ごとに内容に差があること、 ・加えて、減額調整措置の廃止が国民健康保険の財政に与える影響 等を十分考慮する必要があり、慎重な検討を要するため、現時点での廃止は困難と考えている。	○ ひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成の減額調整措置は存置し、こどもの医療費助成のみ減額調整措置が廃止された理由如何。 ○ 円滑な受診や負担軽減が最も求められるひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成は減額調整措置が存置され、現物給付に切り替えられない事態は、住民サービスの向上及び公平性の観点からも大きな問題である。 ○ 規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)に基づき、国の公費負担医療制度と自治体の医療費等助成事業については、患者が一時的な窓口負担なく円滑に受診できるよう、現物給付の取組を段階的に進めることとされているが、当該調整措置がボトルネックとなっている。 ○ このため、ひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成について、現物給付の取組を進めることにより、住民サービスの向上及び自治体事務の効率化に資するよう、速やかに減額調整措置を廃止すべきではないか。

【重点28】 介護保険事業所及び障害福祉サービス等事業所への補助金支払事務の私人委託を可能とする見直し

介護保険事業所及び障害福祉サービス等事業所への補助金のうち、介護報酬又は障害福祉サービス等報酬に紐付けて交付されるものの支払い事務について、都道府県国民健康保険団体連合会に委託が可能となるよう見直す。（管理番号291）

（こども家庭庁、厚生労働省）【法律改正】

関係府省からの第1次回答

補助金の支払に係る事務負担の軽減は、重要な課題であると認識しており、例えば、令和6年度介護人材確保・職場環境改善等支援事業においては、都道府県から委託を受けた公益社団法人国民健康保険団体連合会が、介護保険審査支払システムを用いて支払額の算出を行うために必要な改修に要する費用を補助するとともに、都道府県における支払い事務の負担軽減に資するツールを提供するなど、都道府県の支払事務負担軽減に取り組んできたところである。

ご提案の「介護保険事業所及び障害福祉サービス等事業所への補助金のうち、介護報酬又は障害福祉サービス等報酬に紐付けて交付されるものの支払い事務について、都道府県国民健康保険団体連合会に委託が可能となるよう法令に定める」ことについては、当該支出に係る責任関係が不明確にならないか、公正な取扱いが期待されるか等の観点を踏まえて丁寧に検討する必要があると考えているが、引き続き関係者のご意見をしっかりと受け止めながら、補助金の支払に係る事務負担の軽減や補助金支払の迅速化等の観点を踏まえつつ、必要な取組を検討してまいりたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- 「当該支出に係る責任関係が不明確にならないか、公正な取扱いが期待されるか等の観点を踏まえて丁寧に検討する必要があると考えている」について、今回の提案は、既に介護保険や国民健康保険、障害福祉サービス等の公的業務を行っている国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）への委託を可能とするよう求めているものであり、御指摘の懸念は当たらないのではないかと。それでもなお、責任関係や公正性等の観点から懸念事項があれば、その内容を具体的にお示しいただきたい。
- 介護報酬等に紐づけて交付される補助金については、交付額の算出及び事業所への交付額の通知を国保連が実施しているところ、支払事務も含めて国保連が一体的に実施することで業務の効率化が期待される。
本提案は、都道府県の大幅な事務負担軽減に寄与するものであり、提案実現に向けて早急に検討を進めていただきたい。
- 提案の実現には、介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正が必要という認識であるが、如何。

【重点29】 自立支援医療制度等における受給者証への加入医療保険情報の印字の省略

自立支援医療制度をはじめとする公費負担医療において、各自治体の状況に応じて、受給者証への「加入医療保険の記号・番号」の記入を省略可能とする。（管理番号323）

（厚生労働省）【要綱改正】

関係府省からの第1次回答	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
自立支援医療は生活保護世帯を除き医療保険への加入を前提とした制度であり、医療保険情報の確認は制度運用上必要なプロセスであることから、現場の実務の状況を踏まえ検討する必要があると考える。	○ 医療保険情報の確認は制度運用上必要なプロセスであるために現場の実務の状況を踏まえて検討することのだが、現に提案団体等においては、独自の医療費助成で記載のない受給者証を用いており、運用上問題はないとされている。医療保険情報の記載があることで、加入保険に変更があった人が受給者証交付期間まで償還払いとなり患者に不利益が生じているほか、受給者証への医療保険情報の記入にあたって事務負担が生じていることから、受給者証の医療保険情報は記載を廃止するべきではないか。 ○ 令和7年の別提案において、医療機関等における資格確認の方法が原則としてオンライン資格確認に移行すること等に伴い、難病及び小児慢性特定疾病における医療費助成制度については、保険者照会を不要とするとともに受給者証への保険情報等の記載を廃止する予定であるとの回答があったところである。 については、本提案における公費負担医療についても同様の措置が可能であると考えるが、見解如何。

【重点30】 指定難病特定医療費支給認定事務の中核市への移譲

難病の患者に対する医療等に関する法律により都道府県が行うこととされている指定難病の特定医療費支給認定事務について、中核市が置かれている都道府県の場合、中核市が当該事務を行うこととする。（管理番号256）

（厚生労働省）【法律改正】

関係府省からの第1次回答	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
指定難病特定医療費支給認定事務の中核市への移譲については、令和3年7月に、中核市へのヒアリング結果を踏まえた<u>厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会での議論の結果、</u> ・審査業務の専門性の確保 ・事務の効率化 ・異動を伴う指定医の負担増加への配慮 <u>のため、</u>一定程度広域的な地方自治体において事務を担うことが適当であり、中核市に事務を移譲せず、<u>引き続き、都道府県及び指定都市において事務を行うことが妥当であるとされた</u>ところ（令和3年7月「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」）。 <u>ご提案を踏まえ、改めて事務の移譲の必要性や懸念点について調査を行った上で、検討してまいりたい。</u>	○ 都道府県は支給認定に当たって市町村へ情報照会を行っているとしている。事務の効率化も理由の一つとして令和3年7月には現行の運用を継続することとされているが、効率化が図られているとは言い難い。また、対象疾患数は年々増加しているほか、受給者数についても増加傾向にあり、支給認定事務に時間を要しているところ、受給者証が交付されるまでの間は償還払いとなるため、患者は一時的な負担を強いられている。中核市への移譲をすることで、照会は不要となり事務が効率化され、現行よりも迅速な支給認定が期待されるほか、患者にとっても利便性の向上につながる。小児慢性特定疾病については現に中核市への移譲ができていることから、同様の対応ができるのではないかと。 ○ こうした状況や、意見書の提出から4年が経過する中、改めて今回の提案がなされたことも踏まえ、都道府県や中核市の意見を丁寧に聴きつつ検討を進めていただきたい。 ○ 検討に当たっては、事務の移譲の必要性や懸念点について調査を行った上でとあるが、どのように調査を行うのか、また、こういったスケジュールで行うのか、その具体についてお示しいただきたい。

【重点31】 社会福祉主事の任用資格要件の緩和

社会福祉主事任用資格要件（社会福祉法19条1項）については、令和6年度中に実態調査を実施して現場の実情を把握した上で、有識者の意見等を踏まえつつ、実務経験を勘案することを含め検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。（令和6年対応方針）（管理番号R6-131）

（厚生労働省）【法律改正】

これまでの措置(検討)状況・ 今後の予定	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
【これまでの措置(検討)状況】 福祉事務所現業員（生活保護担当）の任用状況等に関する調査について地方公共団体へ令和7年3月14日から1ヶ月程度調査を実施。 【今後の予定】 <u>令和7年度調査研究事業において、検討会を設置し、上記調査結果の分析、福祉事務所のヒアリングなどを実施して、有識者の意見を求め、令和7年度中に結論を得る。</u>その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	○ 第1次ヒアリングにおいて、「現業員には体系的な知識が求められる」旨の説明があったが、現行の所謂3科目主事（大学等で、指定された3科目を履修していれば資格の取得が可能）の要件が、貴省の指摘する「体系的な知識の習得」を満たしているとは考えられない。福祉事務所への実態調査では、業務に必要な知識等は実務や研修等で習得できるとの意見が多数寄せられており、現行要件が現場の実態に即していないのは明らかではないか。 ○ 本件の検討に当たって、資格要件の緩和という視点だけではなく、現業業務を行うためにはどのような資質が最低限必要かという、資格要件の在り方そのものから議論いただき、地方公共団体のひっ迫した実情を踏まえた上で、資格要件に実務経験を反映する方策を検討すべきではないか。 ○ 通信課程受講による資格取得については、地方公共団体及び受講する職員に対して多大な負担を強いている状況である。スクーリングの部分をオンラインで受講可能とするなど、具体的な負担軽減策を早急に講ずるべきではないか。 ○ 検討会の開催に当たっては、会議の冒頭で、提案の概要や第1次ヒアリングでの議論の内容に加え、本件に関して多数の地方公共団体から支障事例や賛成意見が寄せられていることを丁寧に説明いただきたい。また、検討会には、社会福祉の専門家だけではなく、地方公共団体の関係者も相当数加えていただき、現場の声を十分に反映いただくようお願いしたい。 ○ 早急に検討を進めていただき、第2次ヒアリングでは見直しの方向性について具体的な議論が行えるよう準備をお願いしたい。

【重点32】 導入促進基本計画の策定の廃止等

導入促進基本計画について、事業者が先端設備等を導入することで受けることができる優遇措置等の制度は維持しつつ、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（令和5年3月31日閣議決定）の趣旨に沿って廃止又は簡略化することを求める。（管理番号287）

（経済産業省）【法律改正】

関係府省からの第1次回答

中小企業者の先端設備等の導入を促進していくためには、地域の実情や地域独自の産業政策も踏まえつつ、市町村によるイニシアティブの下で効果的な取組が推進されることが必要。このため、市町村が定める導入促進基本計画については、市町村が地域の状況、特色等に鑑み、導入を促進する先端設備等の種類並びに導入する地域、業種、事業等を限定することを可能としており、実際、多数の自治体において、その裁量のもと、地域の状況等を踏まえ先端設備等の種類や業種等を限定した導入促進基本計画を作成していると承知。導入促進基本計画は、固定資産税の特例措置に係る制度を構成するものであり、中小企業等経営強化法に基づく法定計画であることから既存の計画等との統廃合や廃止は困難。また、市町村において当該特例措置の活用が想定される場合は、同計画の計画期間は当該特例措置の期間と一致している必要があることから、当該特例措置の期間を超える期間の計画を定めることは困難。

なお、事業者の作成する先端設備等導入促進計画の認定要件等を明確化するため、同法において、先端設備等の導入の促進の目標、種類、導入の促進の内容に関する事項、計画期間など、市町村による導入促進基本計画の作成に必要な最低限の事項を定めており、記載事項のこれ以上の簡素化は困難であるものの、市町村における既存の総合計画の記載を活用した効率的な記載例を示すなど、市町村の事務負担の軽減につながる方策について検討してまいりたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- 令和5年3月に閣議決定された「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」を踏まえ、導入促進基本計画のあり方を見直し、計画によらない形式を検討されたい。
- 第1次回答において、「多数の自治体において、その裁量のもと、地域の状況等を踏まえ先端設備等の種類や業種等を限定した導入促進基本計画を作成している」とあるが、事務局を通じて京都府内の市町の計画を確認したところ、ほぼ同様の内容となっていた。また、全国の96%の自治体において導入促進基本計画が策定されている状況を鑑みると、同意に係る手続における経済産業省の負担もあることから、国・地方を通じた効率化のためにも、当該計画を廃止することを検討されたい。
- 仮に、自治体において先端設備等の種類や業種等を限定することが必要な場合は、例えば告示によってそれらを明示するなど、計画によらない形式を検討されたい。
- 第1次回答において、「市町村における既存の総合計画の記載を活用した効率的な記載例を示すなど」とあるが、具体的なイメージとしてどのような方法を想定しているか。なお、総合計画の記載のみならず、他の計画の記載を活用した記載方法も検討いただきたい。

【重点33】 空家等管理活用支援法人の指定要件の緩和

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等管理活用支援法人に指定できる法人等に、商工会議所等の営利を目的としない法人を追加することを求める。（管理番号252）

（国土交通省）【法律改正】

関係府省からの第1次回答

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等管理活用支援法人制度の趣旨は、市町村が空家等対策を行うにあたり、限られたマンパワーを補いながら、民間法人ならではのノウハウ等を活用し、空家等対策を効果的・効率的に行うことにある。空家等管理活用支援法人は、市町村と連携して空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく業務を行うこととなることから、現行の空家等対策の推進に関する特別措置法では、特定非営利活動促進法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、会社法に則り、法に基づき規律される組織運営等が確保されている法人（会社にあっては、その目的が空家等の管理・活用を図る活動を行うことであるもの）に限定しているところである。

このため、上記の観点から、営利を目的としない法人が、現行規定で認められている法人と同等の組織運営等が確保されているか、法人の目的として支援法人に指定され得るものであるかという点等について、慎重に検討を行うことが必要である。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- 提案団体は営利を目的としない法人として、商工会議所や商工会を想定している。不動産業、建築業、解体業等の様々な企業を有する商工会や商工会議所であれば、現行法で空家等管理活用支援法人に指定できる法人と同様に、空家等対策を効果的・効率的に行うことができるのではないかな。
- 地域再生法では、その他営利を目的としない法人を地域再生推進法人に指定することができるが、空家等対策の推進に関する特別措置法では、なぜ、その他営利を目的としない法人を除外したのか。
効果的・効率的な空家対策の推進のためにも、その他営利を目的としない法人を追加することについて、検討する余地もあるのではないかな。

【重点34】 離島活性化交付金等事業計画の廃止等

離島活性化交付金等事業計画について、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（令和5年3月31日閣議決定）の趣旨に沿って廃止または離島振興法施行令第4条に規定する各事業の交付金等の申請時に作成する事業計画書との一体的策定ができるよう見直しを求める。（管理番号132）

（こども家庭庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）【法律改正】

関係府省からの第1次回答

離島活性化交付金等事業計画は、各都道府県が離島振興計画に基づき離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等を実施するために作成することができる計画であり、平成24年の議員立法による離島振興法の改正において、交付金制度を法律上位置づける際に立法府の意思として規定されたものである。具体的には、離島活性化交付金等事業計画に、対象とする事業等に関する事項、計画期間、目標等を記載するなど、都道府県が離島の活性化に資するソフト施策等の全体像を計画上明らかにした上で、離島振興法第7条の3において、同計画に基づく事業の実施に対して、国が交付金等を交付できる旨が規定されている。これにより、離島振興施策の総合的かつ着実な推進を担保していることから、本計画を廃止することはできない。

一方で、実際に交付金等を交付するに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定が適用になるが、要望にある事業主体である都道府県又は市町村が交付金等の申請のために作成する計画書等の書類は、事業所管大臣が、交付金等の不正な使用の防止等の観点から、交付金交付要綱に基づき、事業ごとに、事業費を含めた事業の詳細等を把握するものであり、事業所管大臣が交付金等の交付を判断するために必要不可欠な書類である。

以上のように、両計画はその性格が大きく異なり、また作成主体も異なることから、一体的に作成することは実務上難しいものと考える。

一方で、双方の計画等の作成に際して、必要があれば記載事項の転記・引用等を行う等の作成事務の合理化は、現行制度上も可能である。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- 離島振興法第7条の3第2項の交付金等の交付を受けるために、離島振興計画、離島活性化交付金等事業計画、各交付金要綱等に基づく計画書の3つの計画の策定が必要となっているが、ナビゲーション・ガイドを踏まえ、これらの計画の統廃合や記載内容の合理化等により、計画行政の事務負担の軽減を図るべきではないか。
- 離島活性化交付金等事業計画の記載内容は、離島振興計画の基本的方針及び施策に関する事項（離島振興法第4条第2項第4号から第17号）との重複していることや各交付金の計画書等の事業の詳細が示されていることを踏まえ、一部の記載事項（離島振興法施行令第4条各号で定められる事業の位置づけ）を離島振興計画または各交付金等の事業計画書に追記することなどによる一体的策定について検討いただきたい。
- 議員立法で作成が求められる計画についても一体的策定を可能としているものはあり、離島振興に係る3種類の計画における記載事項の重複の合理化を求める本提案において、離島振興施策の適正な実行に支障がない形で見直しを行うことは、立法府の意思に背くものではないのではないか。

【重点35】都市計画法に基づく市街化区域の設定を土地利用の実情等に即して柔軟に設定可能とすること

都市計画法に基づく区域区分において、市街化区域の設定に関しては人口フレーム方式のみではなく、市町村の土地利用の実情や方針に即して柔軟に設定できるよう見直しを求める。（管理番号30）

（国土交通省）【運用指針改正】

関係府省からの第1次回答

都市計画法における区域区分については、無秩序な開発を抑制してまとまりのある良好な市街地を形成することを基本的な目的としており、効率的な都市基盤整備を実施することで地方自治体の財政を健全化させるなど都市の持続性を高めることに寄与している。

区域区分の面積の算定に当たっては、市街地規模との相関性が高いことから、人口を最も重要な算定根拠とする人口フレーム方式を基本とすることが引き続き有効である。これは、急速な人口減少社会において、地域活力の維持や市民生活の利便性向上を目的に政府全体で推進しているコンパクト・プラス・ネットワークの取組にも適合する。

なお、人口フレーム方式を基本としつつも、市街地における土地利用の現状及び将来の見通しを総合的に勘案して、都市的土地利用の適否を判断する等の柔軟な運用を妨げるものではないこととしており、これを都市計画法の実務的な運用を掲載する運用指針においても明示している。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

○ 「柔軟な運用を妨げるものではないこととしており、これを都市計画法の実務的な運用を掲載する運用指針においても明示している」との回答だが、そのような中で今回の提案がなされたことをどう考えているか。

○ 平成28年12月には、指定都市市長会から「人口減少下における新たな都市計画制度の創設に向けた提言」がなされ、人口減少下における戦略的な市街地形成に係る制度創設の要望があったと承知している。

また、人口フレーム方式の有効性や、柔軟な運用について回答があった一方、提案団体からは、事業者から開発意向が寄せられても、穴抜きとなっている市街化調整区域の市街化区域への編入が困難な状況にあると示されているところである。

こうしたことを踏まえ、人口フレーム方式を基本としつつも、人口減少下においてどのような区域区分を行っていくことが望ましいかについて、市街化調整区域の市街化区域への編入の検討に際し市街化区域の縁辺部を見直しつつ、その区域を市街化調整区域に編入する場合の考え方や立地適正化計画のあり方等も含めたまちづくりの具体的なモデル例やイメージ像の形で提示してはどうか。

○ 区域区分に係る都市計画については、国土交通大臣に協議し同意を得ることとされており、国でも把握しているところ、「柔軟な運用」に該当するような人口フレーム方式のみによらない計画の具体的事例があれば、それを参考として地方公共団体に示してはどうか。

【重点36】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5の「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与すること

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5において、都道府県知事が有する産業廃棄物の処理に当たり行使できる調査権と同様の調査権を、一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する市町村長にも付与するように求める。（管理番号211）

（国土交通省、環境省）【法律改正】

関係府省からの第1次回答	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
現行法令下においても、行政機関等が保有個人情報を提供することができる場合は、必ずしも法律に照会権限が規定されている場合に限られるわけではなく、<u>個人情報保護法第69条第2項第3号に基づき「相当の理由があるとき」などには提供することが可能である。</u> また、支障の例として挙げられている所有者の氏名及び住所を含む自動車の登録に係る情報については、道路運送車両法第22条第1項において「何人も、国土交通大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書面（以下「登録事項等証明書」という。）の交付を請求することができる。」とされている。このため、現状においても市町村が同項に基づいて登録事項等証明書を取得することは可能であり、請求があった場合は全国の運輸支局等において即日交付を行っている。	○①「個人情報保護法第69条第2項第3号に基づき「相当の理由があるとき」などには提供することが可能」とあるが、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインの「相当の理由があるとき」に関する解説は、抽象的なものであり、かつ、慎重な検討を行政機関に求めるものとなっており、市町村の戸籍や住民票などの個人情報を提供する部署において本件に関する統一の解釈がなされず情報提供されないことが想定される。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5の規定では都道府県のみ関係行政機関への照会等が可能であることが明記されていることにより反対解釈されてしまい、情報を開示してもらえないことが想定される。 ②登録事項等証明書について、「請求があった場合は全国の運輸支局等において即日交付を行っている」とあるが、実際、運輸支局において法律に明記されていないことを理由に証明書の発行がなされていない事例があったため、このような提案が出されている。法律に明記されることにより、登録事項等証明の請求とは異なるスキーム（公用請求）で照会することができ、手数料も発生しない。 上記のような現場の実態等を踏まえ、一般廃棄物を取り扱う市町村についても、都道府県と同様に、関係行政機関への照会等が可能であることについて法律に明記するべきではないか。 ○ 行為者が特定されない場合、廃棄物の種類によっては処理費用を市や土地の所有者が負担した上で処理せざるを得ない状況となる。不法投棄の被害を受けた側が費用を負担して処理しなければならない状況を改善するためにも、市町村の調査権について法律に明記していただきたい。

【重点37】 公害医療機関の診療報酬の審査支払事務の委託

公害健康被害に係る診療報酬の審査支払事務について、現状では都道府県又は政令で定める市が行うものとされているが、被認定者数の減少により、事務の執行が非効率になるほか、事務執行に精通する職員配置が難しいことなど、継続的・安定的に事務を執行することが困難となっているため、自治体での審査支払事務を外部機関に委託できるようにする。（管理番号89）

（厚生労働省、環境省）【政令改正】

関係府省からの第1次回答	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、公害健康被害の認定及び被認定患者に対する補償給付については、都道府県知事が行うこととされている。患者は、公害医療機関で療養の給付を受けることができ、同機関から公害診療報酬の請求があった場合は、その審査又は支払に関する事務を政令で定める者に委託することが可能とされている。しかしながら、<u>次の理由により、ご指摘の社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）等含めて適当な機関が存在しないため、現在政令で定めている者はいない状態である。</u> ・公害診療報酬制度は、その制定背景を踏まえ、<u>健康保険制度と必ずしも一致しない独自の体系をとっており、支払基金及び国民健康保険団体連合会で通常審査を実施している内容とは異なる。</u> ・<u>環境再生保全機構については、公害診療報酬に関連する業務を実施していないため、関連する知見を有していない。</u> 審査の効率化の観点については、他の自治体の状況等も伺いながら、必要な対応について検討してまいりたい。	○ 委託に適当な機関がない理由として、 ・支払基金及び国民健康保険団体連合会で通常審査している内容とは異なること ・環境再生保全機構は知見を有していないこと を挙げているが、審査件数が減少している実態を踏まえると、各自治体において個別に審査支払事務を行うよりも、日頃より診療報酬の審査事務を行っている支払基金及び国民健康保険団体連合会や、公害に係る健康被害の補償に精通している環境再生保全機構において審査支払事務を行うことが適切かつ効率的ではないか。 ○ 公害診療報酬制度は、健康保険制度と必ずしも一致しない独自の体系をとっているとのことであるが、概ね通常の診療報酬の算定で用いる医科点数表を基準に算定しているのではないか。 ○ 審査支払事務を集約することで、委託機関に今後ノウハウが蓄積されていくのではないか。